

石山 Gateway Holdings 株式会社 御中

# 調査報告書

【要約版】

平成 26 年 12 月 12 日

石山 Gateway Holdings 株式会社 第三者調査委員会

委員長

石毛和夫

委員

河江健史

委員

本村健

# 目次

第1 第三者委員会設置の経緯と調査の範囲・方法 .....	5
1 第三者委員会設置の経緯 .....	5
2 当委員会の構成と調査体制 .....	5
3 日弁連ガイドラインへの準拠 .....	6
4 当委員会の調査目的 .....	7
5 当委員会の調査対象 .....	7
(1) 本件調査が対象とした平成 26 年 6 月 30 日時点の調査対象会社の概要 .....	7
(2) 調査対象期間 .....	8
(3) 調査対象会社等の役員及び執行役員の変遷 .....	9
6 当委員会の調査期間及び調査の概要 .....	10
7 当委員会の調査方法 .....	11
(1) 会社資料・会社データの分析 .....	11
(2) ヒアリング .....	11
(3) 現地調査 .....	11
(4) 本件取引に関する取引先等への質問書等 .....	12
(5) 役員に対する確認書 .....	12
(6) 登記等の取得 .....	12
(7) 外部調査機関等の活用等 .....	12
(8) 会計書類の調査 .....	12
(9) デジタル・フォレンジックに関する記載事項 .....	12
(10) 当委員会の開催状況 .....	13
8 調査に関する留意事項 .....	13
(1) 調査の限界 .....	13
(2) 本件調査の特殊性 .....	14
第2 前提となる事実 .....	15
1 GWH .....	15
(1) 沿革・事業概要 .....	15
(2) 組織体制 .....	16
2 SPC の沿革・概要 .....	16
(1) 沿革・概要 .....	16
(2) 組織体制 .....	16
3 GW 鹿島の沿革・事業概要 .....	16
(1) 沿革・事業概要 .....	16
(2) 組織体制 .....	16

4	GW 電力の沿革・概要.....	17
(1)	沿革・概要.....	17
(2)	組織体制.....	17
5	GWH の主要株主の推移.....	17
(1)	平成 24 年 6 月期 .....	17
(2)	平成 25 年 6 月期 .....	18
(3)	平成 26 年 6 月期 .....	19
6	関係する補助金制度の概要.....	20
(1)	補助金の名称と目的 .....	20
(2)	本件補助金の対象となる補助対象事業 .....	20
(3)	交付対象事業者 .....	20
(4)	補助期間.....	21
(5)	補助対象経費 .....	21
(6)	補助率.....	21
(7)	電気事業者へ電気を供給する事業の場合の交付要件の整理 .....	22
(8)	公募期間 .....	22
第 3	当委員会の認定事実.....	23
1	GWH の主張する本件取引の概要.....	23
(1)	本件取引を開始するに至った経緯 .....	23
(2)	GWH の主張する本件取引の契約関係 .....	23
(3)	発電機の物流 .....	23
(4)	本件取引に係る会計処理 .....	24
(5)	本件取引に係る監査対応 .....	27
(6)	本件取引に係る開示 .....	28
2	本件調査において認定した事実.....	30
(1)	当委員会の認定した結論の要約 .....	30
(2)	辛社との発電機に係る仕入売上取引の実在性 .....	31
(3)	本件取引に関する売上及び利益の操作 .....	42
(4)	本件取引に係る資金決済等 .....	46
(5)	本件取引に係る関与者 .....	51
3	その他に確認された事実.....	55
(1)	発電事業 .....	55
(2)	建設仮勘定名目以外での B 法人との金銭の移動 .....	61
(3)	GW 電力について .....	61
(4)	補助金申請について .....	62
第 4	認定事実に基づく会計的影響.....	65
1	会計処理.....	65

(1) 発電機取引 .....	65
(2) 発電機取引に係る資金決済取引 .....	65
(3) 木崎発電所に係る建設仮勘定による支出 .....	66
2 財務報告に係る内部統制 .....	67
(1) 内部統制報告書 .....	67
(2) 平成 26 年 6 月期に係る内部統制評価 .....	67
(3) 内部統制評価体制についての検討 .....	68
(4) 全社的な内部統制についての検討 .....	68
(5) 業務プロセスに係る内部統制についての検討 .....	70
(6) 決算・財務報告プロセスに係る内部統制についての検討 .....	70
(7) 結論 .....	71
第 5 本件取引の原因分析 .....	72
1 ワンマン体制の構築 .....	72
(1) GWH の権限規程等 .....	72
(2) 役員及び従業員の認識 .....	72
(3) 本件取引が A 氏と Q 氏のいわゆる「トップ案件」であったこと .....	72
2 ワンマン体制によるガバナンス及び業務執行プロセスの機能不全 .....	73
(1) 取引相手の属性調査・信用調査の不備 .....	73
(2) 合意内容の裏付確認・検証不全、その意識の欠如 .....	73
3 ワンマン体制の構築・維持を許した要因 .....	74
(1) 取締役会による検証・牽制が働かなかったこと .....	75
(2) 監査役・監査役会の機能不全 .....	76
(3) 内部監査室の不設置 .....	76
(4) 内部通報制度の機能不全 .....	77
(5) 契約書の管理体制の不備 .....	77
4 本件取引において現れたワンマン体制の弊害の検証 .....	77
(1) 本件取引開始時の意思決定過程における弊害 .....	77
(2) 本件取引の継続判断における弊害 .....	78
第 6 再発防止策の提言 .....	80
1 取締役・取締役会の強化と経営者の自覚 .....	80
2 監査役及び監査役会の監視・監督機能の強化 .....	80
3 取引相手の信用調査・属性調査の実質化 .....	81
4 契約締結プロセスの適正化 .....	81
5 外部通報窓口の設置 .....	81
6 内部監査室の設置 .....	81
7 子会社管理の強化 .....	81
8 投資委員会の機能強化 .....	82

別紙

- 資料1 ヒアリング対象者一覧
- 資料2 現地調査に関する写真撮影報告
- 資料3 資金フロー (GWH の主張)
- 資料4 物流フロー (GWH の主張)

以 上

## 第1 第三者委員会設置の経緯と調査の範囲・方法

### 1 第三者委員会設置の経緯

平成26年10月29日、石山Gateway Holdings株式会社（以下、「GWH」という。）は、同社及び同社の連結子会社における金融商品取引法違反（有価証券報告書の虚偽記載）の嫌疑で、証券取引等監視委員会（以下、「SESC」という。）による強制調査を受けた。

そのため、GWHは、独立性を確保した調査委員会による厳正かつ徹底した調査を行うことにより、株主、取引先、その他のステーク・ホルダーに対する説明責任を果たすことを目的として、平成26年11月7日付「第三者委員会の設置と四半期報告書の提出見込みに関するお知らせ」にあるとおり、GWHと利害関係のない外部専門家から構成される第三者委員会（以下、「当委員会」という。）を設置した。

### 2 当委員会の構成と調査体制

当委員会の構成は次のとおりである。

委員長 石毛 和夫（弁護士法人ほくと総合法律事務所 弁護士）

委 員 河江 健史（河江健史会計事務所 公認会計士）

委 員 本村 健（岩田合同法律事務所 弁護士）

当委員会による調査（以下、「本件調査」という。）における調査補助者については、以下のとおりである。

弁護士法人ほくと総合法律事務所所属

弁護士 千葉恵介 弁護士 井田大輔 弁護士 横瀬大輝  
他

岩田合同法律事務所所属

弁護士 永口学 弁護士 加藤真由美  
弁護士／公認会計士／公認不正検査士 武藤雄木  
弁護士 笹川豪介 律師／外国法事務弁護士 郁志明  
他

公認会計士

公認会計士・税理士・公認情報システム監査人 青木幹雄  
公認会計士・税理士 山田勝也  
公認会計士・税理士・公認内部監査人・公認不正検査士 土井貴達  
公認会計士・税理士 力示龍臣  
公認会計士・税理士 高野博幸

新日本有限責任監査法人 FIDS 所属  
荒張 健（シニアパートナー、公認会計士）  
那須美帆子（シニアマネージャー、公認会計士）  
皆山寛之（シニアマネージャー）  
萬 仁志（マネージャー、公認会計士）  
柳 裕二（マネージャー）  
他

加えて、当委員会は、GWH 及び同社の連結子会社である株式会社 SPC（以下「SPC」という。）等の<sup>1</sup>社内のデータや資料の提出、ヒアリング日程調整などを円滑に行うこと目的として、GWH 従業員から事務局を選ぶことを要請したところ、GWH が 2 名を指名した。

### 3 日弁連ガイドラインへの準拠

当委員会は、本件調査を受任するにあたり、GWH との間で、日本弁護士連合会の「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（以下、「日弁連ガイドライン」という。）に準拠して調査を行う旨を合意した。

また、当委員会は、その独立性を確保し、実効的な調査を実現することを企図して、GWH との委任契約書において、概要、以下の事項を合意した。

- (1) 当委員会の委員及び調査補助者の選解任権は、当委員会の委員長に専属するものとし、GWH は、かかる権限の行使に関し、意見の申述を含む一切の影響力を行使しない。
- (2) GWH は、自ら又は子会社や関連する法人、大株主をして、これらの者が有するあらゆる資料、情報（電子メールその他のすべての電磁的情報を含むがこれに限られない。）、役職員へのアクセスを保障するものとし、当委員会が必要と認める関係者（GWH の役職員のみならず、子会社、兄弟会社、役職員の支配する会社、取引先その他一切の関係先等の職員等をも含む。）に対して、当委員会（委員及び調査補助者を含む。）による調査に対し、優先的な協力を業務として命令する。
- (3) 調査報告書の起案権は、当委員会に専属し、当委員会は、調査報告書の作成に当たり、各種証拠を十分に吟味の上、自由心証により事実認定を行う。なお、当委員会は法律上の証明による厳格な事実認定に止まらず、疑いの程度を明示した灰色認定や疫学的認定を行うことができる。
- (4) 当委員会は、調査により判明した事実及びその評価を、GWH 及び子会社の現経営陣に不利になると考えられる場合であっても、調査報告書に記載する。
- (5) 当委員会は、事実の認定、評価と GWH の内部統制、コンプライアンス、ガバナン

---

<sup>1</sup> なお、SPC は、平成 26 年 7 月 16 日付で「株式会社 GWH 長岡製作所」に商号変更をしている。

ス上の問題点、企業風土にかかる状況の認定、評価を総合的に考慮して原因分析を行い、再発防止策等の提言を行う。

- (6) 当委員会は、調査報告書提出前に、その全部又は一部を、GWH 及び子会社に開示せず、GWH は、調査報告書を受領したときは、遅滞なく且つ内容を省略又は改変することなく、ステーク・ホルダーに対して開示する。
- (7) 当委員会に帰属する、当委員会の委員及び調査補助者は、GWH に対して、GWH 及び GWH の関係者の利益を図る義務という趣旨での忠実義務を負わないものとする。
- (8) 当委員会が本件調査及び答申の過程において必要と考える場合には、GWH に事前・事後の報告をすることなく、検査機関、監督官庁、自主規制機関などの公的機関及び GWH の会計監査人等の外部機関と、適切なコミュニケーションを行うこと。

#### 4 当委員会の調査目的

当委員会は、GWH による下記の行為（以下、「調査対象行為」という。）に関し、

- (1) 事実関係の調査（発生原因及び問題点の調査・分析を含む。）、
- (2) GWH の調査対象行為に係る会計処理が、会計ルールに違反するか否かについて、GWH の取締役会への答申、
- (3) その他、GWH の会計処理とその開示のあり方や、必要に応じて再発防止策についての調査及び答申を行うことを目的とする。

#### 記

- ① GWH 及び GWH の子会社における会計処理のうち、過年度における発電機の売買に関するものとして GWH が個別調査を要請した行為。
- ② 平成 25 年 7 月以降（過年度における）①の行為に類似する行為。
- ③ その他当委員会が調査を必要と認めた一切の行為（疑義を避けるため、当該行為の調査を GWH が拒絶することはできないことを確認する。）。

日弁連ガイドラインにおいても言及されているとおり、当委員会の任務に關係者の法的責任の追及は含まれない。

#### 5 当委員会の調査対象

- (1) 本件調査が対象とした平成 26 年 6 月 30 日時点の調査対象会社の概要

##### ア GWH

商号	石山 Gateway Holdings 株式会社 (Ishiyama Gateway Holdings Inc.)
本店所在地	東京都港区新橋四丁目 30 番 6 号
資本金	1,699,458 千円（平成 26 年 6 月末時点）
設立年月日	昭和 57 年 12 月 18 日

発行済株式総数	37,315,900 株（平成 26 年 6 月末時点）
上場年月日	平成 13 年 3 月 26 日
上場市場	JASDAQ
事業内容	1 メーカー事業 2 不動産事業 3 トラベル事業 4 アパレル事業 5 その他事業

イ GWH のグループ会社

(ア) SPC

商号	株式会社 SPC
本店所在地	新潟県長岡市北陽一丁目 53 番地 55
資本金	31,854 千円
設立年月日	平成 13 年 10 月 19 日
GWH の持株割合	91.5%

(イ) GW 鹿島発電所株式会社（以下「GW 鹿島」という。）

商号	GW 鹿島発電所株式会社
本店所在地	東京都港区新橋四丁目 30 番 6 号
資本金	3,000 千円
設立年月日	平成 25 年 5 月 8 日
GWH の持株割合	100%
	※GWH の 100% 子会社を通じた間接保有

ウ その他の会社

GW 電力株式会社（以下「GW 電力」という。）

商号	GW 電力株式会社
本店所在地	東京都港区新橋四丁目 30 番 6 号
資本金	10,000 千円
設立年月日	平成 25 年 6 月 3 日
株主	GWH の代表取締役である A 氏が発行済み株式の全てを保有している。

（2）調査対象期間

平成 25 年 7 月 1 日～平成 26 年 10 月 28 日（SESC の強制調査の前日まで。）

### (3) 調査対象会社等の役員及び執行役員の変遷

GWH 及び本件調査に関する会社の役員及び執行役員の変遷は以下のとおりである。

#### ① GWH

氏名	生年月	H25	H26
A 氏	S21/12	代表取締役	→ (5 月辞任)
B 氏	S45/2	常務取締役	→ (5 月辞任)
C 氏	S18/1	社外取締役 (9 月就任)	→ (11 月辞任)
D 氏	S34/10	取締役	→ (11 月辞任)
E 氏	S23/11		取締役 (9 月就任)
F 氏	S32/3		社外取締役 (9 月就任)
G 氏	S57/2	取締役	→ (1 月辞任)
H 氏	S21/8	社外監査役	→ (11 月辞任)
I 氏	S23/9	社外監査役	→ (11 月辞任)
J 氏	S37/12	監査役	→ (11 月辞任)
K 氏	S59/8	執行役員	→ (9 月辞任)
L 氏	S53/4	執行役員 (11 月就任)	→ (11 月辞任)
M 氏	S51/6		執行役員 (6 月就任)

② SPC

氏名	生年月	H25	H26
A 氏	S21/12	取締役	↔
N 氏	S43/8	取締役	↔ (9 月から代表取締役)
B 氏	S45/2	代表取締役	↔ (9 月辞任)
O 氏	S42/11	代表取締役 (11 月就任)	
P 氏	S21/11	監査役	↔

③ GW 鹿島

氏名	生年月	H25	H26
A 氏	S21/12	代表取締役	↔

④ GW 電力

氏名	生年月	H25	H26
B 氏	S45/2	代表取締役	↔

6 当委員会の調査期間及び調査の概要

平成 26 年 11 月 10 日から同年 12 月 12 日まで。

主要な調査の概要は以下のとおりである。

平成 26 年 11 月 10 日	第 1 回委員会
同月 11 日	GWH 関係者へのヒアリング開始
同月 13 日	会計データ入手
同月 17 日	SPC 本店所在地現地調査
同月 17 日	デジタル・フォレンジック説明会
同月 18 日	木崎・南浜現地調査
同月 20 日	国内企業に対する質問状の発送
同月 21 日	那珂・北茨城現地調査
同月 21 日	A 監査法人との接触
同月 22 日～24 日	1 次メールレビュー
同月 25 日～27 日	SESC 差押等記録閲覧贋写
同月 27 日	海外企業に対する質問状の発送
同月 27 日	2 次メールレビュー開始

同月 27 日	GWH 外部者へのヒアリング開始
同月 28 日～	謄写資料の読込開始
同月 30 日	市原・山梨現地調査
12 月 1 日	GWH 元従業員の A B 氏ヒアリング
同月 2 日	丑社ヒアリング
同月 3 日	酉社ヒアリング
同月 6 日	Q 氏代理人弁護士ヒアリング
同月 11 日	報告会

## 7 当委員会の調査方法

当委員会は、GWH 及び SPC 並びにその関係者から開示された資料、GWH 及び SPC 等の関係者に対するヒアリング、一般に入手可能な公開情報、SESC において閲覧謄写した資料（強制調査により SESC が押収している書類・帳票等）ならびに当委員会が独自に入手した情報に基づき、調査を実施した。その具体的な調査方法は以下のとおりである。

### (1) 会社資料・会社データの分析

当委員会が検討した主要な資料は、次に掲げるもののうち、当委員会が有意と認めたものである。

- ① 当委員会の指示に従い、GWH を通じて提供された書類
- ② SESC において閲覧謄写した書類
- ③ その他の資料

### (2) ヒアリング

当委員会は、別紙のとおり、GWH、SPC、GW 鹿島等の GWH グループ及び同グループ外の者を合わせて 26 名からヒアリングを実施した。また、Q 氏については、同氏の代理人である弁護士からヒアリングしたほか、当委員会からの質問事項書を代理人である弁護士を通じて交付し、回答を求めた（ただし、質問書に対する回答は得られていない。）。

なお、直近（平成 26 年 11 月 5 日）まで GWH の取締役であった R 氏については GWH を通じて、また、B 法人の代表理事である S 氏については当委員会から直接に、それぞれヒアリングへの協力を求めたが、いずれからも協力を得ることができなかつた。

### (3) 現地調査

当委員会は、SPC のディーゼル発電機取引の実態調査の一環として、GWH に関するディーゼル発電機の保管場所及び発電所予定地、B 法人に関係する住所を別添資料のとおり調査した。

#### (4) 本件取引に関する取引先等への質問書等

当委員会は、本件取引の実態把握のために、①本件取引に関する日本企業 4 社と②本件取引に関する海外企業 3 社に対し、債権債務の残高確認書及び本件取引に関する質問書を送付した。なお、海外企業 3 社については中国語に翻訳して送付した。

その結果、日本企業 1 社及び海外企業 1 社から返送があった。このうち、日本企業は、回答を拒否する内容であり、海外企業は、債権債務の残高及び取引関係のいずれも存在しない旨の回答であった。

#### (5) 役員に対する確認書

当委員会は、GWH グループの役員全員に対し、株式・持分を保有している会社とその概要について照会した。その結果、本件調査の範囲を拡大する必要性があると判断される会社は識別されなかった。

#### (6) 登記等の取得

商業登記簿	27 件
不動産登記	8 件
住民票	2 件

#### (7) 外部調査機関等の活用等

当委員会は、本件取引に関する法人の実在性、役員構成などを確認するために、国内信用調査機関及び海外信用調査機関へ調査を依頼した。

また、一部の契約書等については、記載されている署名の同一性を検討するために、簡易の筆跡鑑定を依頼した。

#### (8) 会計書類の調査

本件取引に係る入出金の状況を確認するために、総勘定元帳及び仕訳帳等の会計記録、預金通帳等を用いて、以下の分析を行った。

本件取引の会計処理分析

本件取引の入出金分析

#### (9) デジタル・フォレンジックに関する記載事項

ア 本件調査を実施するにあたっては、GWH 及び SPC 内に存在するメールデータを含む各種データの保全、データ抽出、削除データの復元、データベースの作成、分析等のデジタル・フォレンジック調査を実施するため、当委員会による指示の下、専門的能力を有する新日本有限責任監査法人 FIDS（不正対策・係争サポート）（以下「EY FIDS」という。）に所属する役職員を調査補助者として人的・技術的支援に従事させた。

当委員会による調査の独立性を確保する観点から、EY FIDS はその作業経緯及び結果を当委員会に直接提供した。

イ 当委員会は、本件取引に係る GWH 及び SPC 社内の情報伝達状況等を確認するため、EY FIDS にパーソナルコンピュータ（以下、PC という。）、モバイル端末及び Web メール（以下、PC とあわせて「PC 等」という。）の保全等の調査補助を行わせた。

なお、GWH 従業員の個人保有の PC、モバイル端末、及び Web メールアカウントについては、保全に対する個人からの同意が得られなかつたため保全していないものが存在する。また保全対象 PC のハードディスク（以下、「HDD」という。）にエラーが発生したため保全できていないものが存在する。

- (ア) PC については、フォレンジック専用ツールを用いて、HDD 全体を E01 もしくは DD イメージファイル形式で保全し、モバイル端末についても、フォレンジック専用ツール及びその他手法を用いて、端末内データを保全した。
- (イ) Hash 値を計算、比較することにより、保全した HDD のイメージファイルが元の HDD と同一であることを確認した。携帯端末についてはその特性上 Hash 値を計算、比較できていないものが存在する。
- (ウ) 保全したイメージファイルなどから、当委員会の指示する範囲において、フォレンジックソフトウェアの機能を用いて、データ抽出、削除データ復元を行い、データをレビュー可能な状態にした。

ウ 当委員会が調査対象とした GWH 及び役職員計 5 名の PC 等から抽出されたメール及びドキュメントについて、当委員会の指定するキーワード検索を実施した上で、当委員会の策定した調査方針に基づき、EY FIDS は一次レビューを実施した。当委員会は、一次レビュー結果を基に、より深度ある二次レビューを実施した。

また、当委員会は二次レビューを実施するに当たり、EY FIDS からの技術サポートを受けた。

#### (10) 当委員会の開催状況

当委員会の調査期間の間、計 16 回の委員会を開催した。委員会には、委員のすべてが参加した。

### 8 調査に関する留意事項

#### (1) 調査の限界

本件調査は、その性質上、その過程で書面又は口頭により得られた情報は正確であることを前提とするものであり、かかる前提に反することを示す特段の事情がない限り、当委員会はかかる前提の真偽の調査を行っていない。

## (2) 本件調査の特殊性

当委員会の調査期間中、SESC による調査が並行して行われており、本件取引に関する契約書、証票など、重要書類の多くが押収されていた。よって、調査初期においては、GWH から提供された、別添資料にある本件取引に係る商流図及び資金フローをもとに、関係者へのヒアリングや現地調査を実施した。

その後、当委員会は、発足から 2 週間以上を経過した平成 26 年 11 月 25 日から同月 27 日までの 3 日間で、SESC より閲覧贋写を実施したため、客観的な資料を念頭に置いて実質的な調査を実施できたのは、同月 27 日からの約 2 週間であった。

また、本件調査では、第三者（B 法人、甲社、丙社、丁社、戊社、己社、庚社、辛社、壬社その他の取引先等）及びこれら第三者の保有する資料を調査対象とする必要があったが、かかる第三者またはその保有する資料に対する調査に際しては、GWH に対する調査とは異なり、積極的な調査協力を得ることができなかつた。

更に、GWH の平成 27 年 6 月期第 1 四半期報告書の提出期限として平成 26 年 12 月 15 日が予定されていたことから、当委員会には、同日よりも前の調査報告書提出が事実上望まれており、その意味で、当委員会は、設置から約 1 か月という極めて限られた時間の中で調査を行わなければならなかつた。

上記のとおり、当委員会は、資料上または時間上において、本件特殊の制約に服することを余儀なくされた。

## 第2 前提となる事実

### 1 GWH

#### (1) 沿革・事業概要

GWH の沿革と事業概要は以下のとおりである。

##### ア 沿革

年月	概要
昭和 57 年 12 月	東京都豊島区南大塚に株式会社フォトニクスを設立、精密測定機器等の製造販売、輸出入に着手。 資本金 5,000 千円。
平成 8 年 12 月	資本金を 183,100 千円に増資。
平成 12 年 4 月	資本金を 345,100 千円に増資。
平成 13 年 10 月	超精密塑性加工事業等を目的とし、㈱SPC を東京都杉並区に設立。
平成 14 年 9 月	東京本社事務所を東京都大田区に移転。
平成 15 年 7 月	㈱フォトニクスを持ち株会社としたホールディングカンパニーへ移行。
平成 17 年 12 月	連結子会社㈱フォトニクス・エンジニアリング(現 (株)GW ソリューション)を東京都大田区に設立。
平成 18 年 2 月	東京都新宿区に本社を移転。
平成 21 年 10 月	資本金を 1,222,581 千円に増資。
平成 22 年 5 月	資本金を 1,267,513 千円に増資。
平成 22 年 7 月	㈱SPC を連結子会社化。
平成 22 年 9 月	商号を「㈱ゲートウェイ」に変更。
平成 22 年 11 月	メディア・コンテンツ事業を行う㈱Thanks Lab. と M&A・投資アドバイザリー事業を行う㈱GW インベストメントを連結子会社化。
平成 23 年 9 月	東京都港区に本社を移転。
平成 23 年 11 月	資本金を 1,392,983 千円に増資。
平成 24 年 2 月	㈱Thanks Lab. を売却。
平成 24 年 6 月	商号を「㈱ゲートウェイホールディングス」に変更。
平成 24 年 6 月	資本金を 1,441,484 千円に増資。
平成 25 年 1 月	資本金を 1,550,934 千円に増資。
平成 25 年 2 月	旅行事業を目的とする連結子会社 Sky Express Hawaii, Inc. USA Hawaii に設立。
平成 25 年 3 月	婦人向け衣料品の販売、卸売事業を目的としている㈱マーファスの株式を取得し、連結子会社とする。
平成 25 年 4 月	電気照明器具製造及び同卸売事業を目的としている東京電装㈱の株式を取得し、連結子会社とする。
平成 25 年 4 月	メディカル事業を目的とする連結子会社㈱GW メディカルサポート 東京都港区に設立。
平成 25 年 5 月	発電コンサルティング事業を目的とする連結子会社 GW 鹿島発電所㈱ 東京都港区に設立。
平成 25 年 5 月	㈱GW インベストメント (現 : ㈱GW リアルエステート M&A) における販売用不動産の売却の事業開始。
平成 25 年 10 月	商号を「石山 Gateway Holdings㈱」に変更。
平成 25 年 11 月	旅行事業を目的としている㈱東京マスターズの株式を取得し、連結子会社とする。
平成 26 年 2 月	障害福祉サービス事業を目的とする連結子会社㈱GW 福祉農場 茨城県つくば市に設立

## イ 事業概要

平成 26 年 6 月 30 日時点の GWH グループは、GWH、連結子会社及び関連会社合計 12 社で構成されており、メーカー事業、不動産事業、トラベル事業、アパレル事業、その他の事業を展開している。

## (2) 組織体制

平成 26 年 6 月 30 日時点で、GWH は取締役 5 名（内 2 名は社外取締役）、監査役 3 名（内 2 名は社外監査役）が設置されている取締役会・監査役会・会計監査人設置会社である。

## 2 SPC の沿革・概要

### (1) 沿革・概要

SPC は、精密塑性加工部品の製造を目的とし、東京都杉並区を本店所在地として、GWH が平成 13 年 10 月 19 日に設立した株式会社である。

同社は、平成 15 年 3 月 28 日、GWH から、新潟県長岡市にある現在の本店所在地の土地建物を取得した。

その後、GWH が SPC の株式を売却したために一度 GWH の連結対象から外れたが、平成 22 年 7 月、GWH が改めて SPC の株式を取得したことにより、再び GWH の連結子会社となった。

### (2) 組織体制

平成 25 年 7 月 1 日時点で、SPC は取締役 3 名、監査役 1 名の取締役会設置会社である。

## 3 GW 鹿島の沿革・事業概要

### (1) 沿革・事業概要

GW 鹿島は、「バイオディーゼル発電事業への参入を検討する事業者に対する事業参入・事業運営支援のコンサルティングサービス」を目的として、平成 25 年 5 月 8 日、GWH の 100% 孫会社として設立された株式会社である（直接の親会社は GWH の 100% 子会社である株式会社 GW ソリューションである。）。

### (2) 組織体制

取締役会非設置会社であり、取締役は A 氏のみである。

#### 4 GW 電力の沿革・概要

##### (1) 沿革・概要

GW 電力は、平成 25 年 6 月 3 日に、B 氏を代表取締役として設立された会社である。本報告書提出日現在の株主は A 氏である。平成 26 年 9 月 3 日に解散決議をしている。設立の経緯については、後述する。

##### (2) 組織体制

取締役会非設置会社であり、取締役は B 氏のみである。

#### 5 GWH の主要株主の推移

##### (1) 平成 24 年 6 月期

平成24年6月30日現在		
氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
投資事業有限責任組合PIPEsファンドGK 1 号	14,527	11.79
株式会社グローバル・ウェルネス	13,342	10.82
株式会社ブルーエコノミー・ホールディングス	12,342	10.01
中馬 啓介	7,324	5.94
株式会社サン・クロレラ	7,000	5.68
サン・クロレラ販売株式会社	7,000	5.68
羽根田 勝夫	4,182	3.39
今田 洋一	4,000	3.25
小田 和正	3,648	2.96
北島 英樹	1,900	1.54
計	75,263	61.06

(2) 平成 25 年 6 月期

平成 25 年 1 月 25 日開催の GWH 臨時株主総会で決議された第三者割当増資による新株発行により、丙社代表取締役である石山久男氏が筆頭株主となった。

平成 25 年 6 月 30 日現在

氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
石山 久男	110,000	30.75
吉田 原	30,021	8.39
株式会社グローバル・ウェルネス	13,342	3.73
明壁 義藏	7,997	2.24
山本 一良	6,518	1.82
中島 啓介	6,440	1.80
谷沢 政治	4,648	1.30
立花証券株式会社	3,233	0.90
羽根田 勝夫	3,229	0.90
伊東 敏江	2,527	0.71
計	187,955	52.54

(3) 平成 26 年 6 月期

平成 25 年 10 月 22 日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割した。

平成 26 年 6 月 30 日現在

氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
石山 久男	9,328,500	25.00
明壁 義蔵	1,652,600	4.43
吉田 原	1,411,600	3.78
株式会社グローバル・ウェルネス	1,334,200	3.58
久田 康平	400,000	1.07
山本 一良	394,600	1.06
谷沢 政治	342,700	0.92
有限会社ゼル	240,000	0.64
株式会社紀之国屋ベジタブルキッチン	161,800	0.43
左藤 栄作	153,000	0.41
計	15,419,000	41.32

## 6 関係する補助金制度の概要

本件取引の関係で問題となる補助金制度の概要は以下のとおりである。詳細については

<http://www.mizuho-ir.co.jp/topics/2013/power/pdf/power01a.pdf>

を参照されたい。

### (1) 補助金の名称と目的

本件取引の関係で問題となる補助金の名称は、「平成 25 年度分散型電源導入促進事業費補助金（うち自家発設備導入促進事業）」（以下、「本件補助金」という。）である。この補助金は、経済産業省（資源エネルギー庁）が所管し、西社が事務局業務を担当するものである。

その目的は、電力需給が逼迫する可能性がある地域（北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力及び九州電力の 9 電力管内。以下「対象地域」という。）において、自家発設備（コーポレート・ソリューションシステムにおける発電設備を含む。）の新增設・増出力、休止・廃止設備の再稼働に対して、設備の導入補助や燃料費の補助を行うことにより電気の供給力を強化し、もって電力需給状況の安定化に資することにある。

### (2) 本件補助金の対象となる補助対象事業

以下の事業を行うものに対して、上限を 500,000 千円として、予算の範囲内において補助対象経費の 1/2 以内または 1/3 以内の助成を行う。

#### ① 電気事業者へ電気を供給する事業

新增設、休・廃設備の再稼働、既存設備の増出力により、平成 25 年 9 月 30 日までに 1 時間あたり 500kW 以上、一定時間以上、電気事業の用に供するための電気を供給するもの。

#### ② 自家消費の目的で自家発電設備の設置等を行う事業

新增設、休・廃設備の再稼働、既存設備の増出力により、平成 25 年 9 月 30 日までに 1 時間あたり 20kW 以上、一定時間以上、稼働するもの。

### (3) 交付対象事業者

上記（2）の事業（電気事業法に定める卸電気事業、卸供給事業を除く）を行う民間団体等（共同申請者を含む）。ただし、経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成 15・01・29 会課第 1 号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件に該当している場合は除く。

#### (4) 補助期間

交付決定日から平成 26 年 3 月 31 日まで（平成 25 年 5 月 16 日より前の経費は補助対象外であり、同日以降で、かつ交付決定日より前に発生した経費については、西社により内容が適当と認められる場合は補助対象となる。）

#### (5) 補助対象経費

（ただし、本件取引に関連する電気事業者へ電気を供給する事業に関する部分のみの抜粋である。）

事業	項目	内容
（1）電気事業者へ電気を供給する事業	燃料費	電気事業者へ電気を供給するための発電に要した燃料費であって、別途本件補助金公募要領に定めるもの
	設計工事費（設計費、設備費、工事費）	内燃力、汽力発電設備又は燃料電池であって以下に掲げる費用。 ・電気事業者へ電気を供給するために要した設備工事費（系統連系（逆潮流設備など）にかかる設備工事費、計器類等） ・休止、廃止設備の再稼働等のために必要な設備工事費（休止設備の再稼働のための点検・整備費、修繕・改造費等） ・新規設置、増出力のために要した設備工事費（新規（追加も含む）の発電機の取得費、設置費等） ・他の事業所からの自家発設備の移設、設置費用などの事業に必要な経費であつて所定の区分に応じた経費

#### (6) 補助率

- ① 中小企業基本法第 2 条第 1 項に定める中小企業の場合※：1/2 以内
- ② 上記①以外の場合：1/3 以内

なお、補助金は補助対象経費に補助率を乗じた額が 5 億円を超えない範囲とし、予算の範囲内において交付する。また、リースについては、使用者の企業規模相当の補助率とする。

（※）中小企業については、以下のような取扱いとする。

- ・複数により申請する場合は、構成される全ての申請者が①の中小企業の要件に該当

しない場合は 1/3 以内の補助率とする。

- ・大企業から出資を受けている以下のいずれかに該当する「みなし大企業」の場合は、1/3 以内の補助率とする。
- ・発行済株式の総数又は出資価額の総数の 1/2 以上を同一の大企業が所有している場合。
- ・発行済株式の総数又は出資価額の総数の 2/3 以上を大企業が所有している場合。
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 1/2 以上を占めている場合。

(7) 電気事業者へ電気を供給する事業の場合の交付要件の整理（ただし、本件取引に関連する電気事業者へ電気を供給する事業に関する部分のみの抜粋である。）

- ① 平成 25 年 9 月 30 日までに、これまでの稼働実績※と比較して 1 時間あたり合計 500 kW 以上の電気の供給を開始すること。ただし、交付決定後に、電力需給の状況等により申請者の責めによらない合理的な理由が有る場合には、その事由について考慮する場合がある。※平成 22 年 7 月から平成 22 年 9 月までの発電実績の平均とする。
- ② 運転開始後から平成 25 年 9 月 30 日までで、これまでの稼働実績と比較して 1 時間あたり合計 500kW 以上、1 日 8 時間以上（9 時から 20 時の間を含む）、最大限の日数で供給を行うこと。（電力需給の状況等によっては、必要となる供給時間、日数が変動する可能性がある）。ただし、交付決定後に、電力需給の状況等により申請者の責めを負わない合理的な理由が有る場合は、その事由について考慮する場合がある。
- ③ 電力会社との供給契約の締結がされている又は、運転開始までに供給契約の締結が確実であること。
- ④ これまでの稼働実績と比較して 1 時間あたり合計 500kW 以上の増出力、一日 8 時間以上の供給が可能であることを証明できること。
- ⑤ 電力会社への供給量（電力、電力量、供給時間、供給時間帯）、それに使用した燃料費について証明できること。
- ⑥ 国、地方自治体、団体等からの他の補助事業や委託事業と重複していないこと。

(8) 公募期間

平成 25 年 5 月 16 日（水）～6 月 6 日（木）17 時（必着）

### 第3 当委員会の認定事実

#### 1 GWHの主張する本件取引の概要

##### (1) 本件取引を開始するに至った経緯

本件取引を開始するに至った経緯について、当委員会がGWHの事務局に説明を求めた結果は、以下のとおりである（以下、特に断りのない限り、GWH事務局の説明をGWHの主張と表記する。）。

平成24年11月頃、Q氏とT氏がGWH本社を訪れて、発電所を建設して発電事業を一緒にやらないかと持ちかけられた。

GWHグループには資金がないので、せいぜい拠出できる資金が50,000千円位であると伝えると、Q氏から、発電所建設に対して補助金が500,000千円出るので発電所を建設しないか、中国銀行から500,000千円の融資も出るので発電所の建設もこの融資で実現できる、と言われた。そこで、T氏他B法人の従業員1名と共にA氏、B氏、U氏は、平成25年2月～3月頃に、茨城県神栖市南浜3番215号の土地に行き、発社が発電所の建設を進める予定地であると言われ、発電機18台を実際に目にし、その後茨城県神栖市木崎の土地に案内され、この場所で発電所の建設をやらないうかと勧められたことで、発電機及び発電所の購入・建設を決断した。

##### (2) GWHの主張する本件取引の契約関係

平成25年7月18日には、SPCから庚社に50,000千円をディーゼル発電機の仕入代金の前渡し若しくはバンクギャランティとして振り込んだ。

辛社から、平成25年7月10日にディーゼル発電機25台及びアクセサリーセット<sup>2</sup>を656,250千円で購入する（単価26,250千円）旨の「Sales Contract for Diesel Generator Unit」（以下、「本件仕入契約」という。）を交わした。その後、同年8月30日付で、丁社との間で発電機25台及びアクセサリーセットを971,250千円（単価38,850千円）で売却する旨の売買契約（以下、「本件販売契約」という。本件仕入契約と本件販売契約を総称して「本件取引」という。）を締結した。

##### (3) 発電機の物流

###### ア 発電機22台の流れ

辛社が中国の上海で船積みした発電機の内22台は、東京港を経由して、平成25年9月11日横浜港に到着し、同年10月4日～8日の間に通関手続が完了して、神奈川県横浜市にある丑社の倉庫で保管された。

この22台の内21台は、Q氏の指示に従い、丑社の倉庫から、茨城県北茨城市磯

<sup>2</sup> アクセサリーセットとは、ディーゼル発電機に付随する設備であり、電圧を一定の電圧に変更する昇圧器などを含む。発電機及びアクセサリーセットの台数の表記については、発電機の台数を表記するものとして、アクセサリーセットの台数については、ディーゼル発電機の台数に対応する台数を表すものとする。以下同じ。

原町磯原 889 番地 1 にある茨城の施設に搬送し、内 1 台は、平成 25 年 10 月 15 日ころ丙社に貸し出し、その後丙社から返却され平成 26 年 3 月 6 日から同月 9 日までの間に茨城の施設に搬送した。

イ 発電機 3 台及びアクセサリーセットの流れ

辛社が中国の上海で船積みした発電機の内 3 台及びアクセサリーセットは、平成 25 年 9 月 18 日までに横浜港に到着し、実際に届いた貨物と COMMERCIAL INVOICE の記載が一致しなかったため平成 26 年 2 月頃に通関手続が完了して、丑社の倉庫で保管された。アクセサリーセットは、平成 26 年 2 月 24 日～同月 26 日に茨城県神栖市木崎字和田山 1385 番 120 の土地に搬送し、そのうち昇圧器のみ同年 4 月 28 日に茨城の施設に搬送された。発電機 3 台及びそれ以外のアクセサリーセットは、平成 26 年 3 月 6 日から同月 8 日に茨城の施設に搬送された。

ウ その後の流れ

その後、発電機 25 台及びアクセサリーセットは、平成 26 年 6 月 24 日から同月 27 日にかけて千葉県市原市にある甲社に搬送された。

#### (4) 本件取引に係る会計処理

本件取引に關係する、GWH の連結子会社である SPC の会計処理は以下のとおりである。なお、以下に示す仕訳は本件取引の理解を助けるため消費税の処理については税込経理を行った場合の表記となっている。

(単位：千円)

ア 発電機取引に係る仕入売上計上

(ア) 平成 25 年 9 月 30 日

a 丁社への発電機売上 (25 台分)	伝票番号 977			
売掛金	971, 250	//	商品売上高	971, 250

本件取引の対象となる発電機 25 台が平成 25 年 9 月 30 日現在で横浜港に到着したという事実を受け、SPC と丁社との間で締結された「ディーゼル発電機売買契約書」にて所有権の移転は丁社の事情により本発電機の引渡しが遅れる場合には東京湾に到着する日をもって所有権が丁社に移転するものと見做すこととなっていることから本件取引の対象となる発電機 25 台全ての引き渡しが完了したものをと考え、商品売上高を計上した。

b 辛社からの発電機仕入 (25 台分) 伝票番号 978

商品仕入高	656, 250	//	買掛金	656, 250
-------	----------	----	-----	----------

上記 a により商品売上高を計上した事実をもって対応する原価を商品仕入高として計上した。

c 伝票番号 977・980 の修正（売上台数 25 台分から 8 台分へ変更）

棚卸資産（17 台）の計上 伝票番号 1283

商品売上高	660,450	//	売掛金	660,450
商品	446,250	//	期末商品棚卸高	446,250

上記で 25 台分の商品売上高及び対応する商品仕入高を計上したものの、当初のディーゼル発電機売買契約における売買代金の支払期日である平成 25 年 10 月 31 日になつても売買代金の入金がなされなかつた。そのため、丁社の担当者である Q 氏と交渉した結果、保守的な観点から早期に回収可能であると主張する 3 億円相当額である発電機 8 台分についてのみ商品売上高及び対応する商品仕入高を計上することとした。なお、実態に即して「ディーゼル発電機売買契約書」は 8 台分と 17 台分に契約書を分割し、バックデータの上、再契約を行つてゐる。

(イ) 平成 25 年 12 月 31 日

丁社への発電機売上（17 台分） 伝票番号 1979

発電機に係る売上原価の計上（17 台分） 伝票番号 1979

売掛け金	660,450	//	商品売上高	660,450
期末商品棚卸高	446,250	//	商品	446,250

上述のように、平成 25 年 9 月 30 日に保守的な観点から商品売上高を計上したが、同年 11 月 27 日にその代金の一部である 100,000 千円が入金された。また、丁社の担当者である Q 氏との交渉の結果、残代金及び残りの 17 台分の代金についても早期に支払えることであつたため、下記（ウ）記載の平成 26 年 2 月の小切手による決済を受けて、第 2 四半期において残りの 17 台分の商品売上高及び対応する商品仕入高を計上した。

#### 4 発電機取引に係る入出金

(ア) 平成 25 年 7 月 18 日

庚社への送金 伝票番号 256

前渡金	50,000	//	普通預金	50,000
-----	--------	----	------	--------

(1) 本件取引を開始するに至つた経緯に記載の通り、発電機の仕入代金の前渡し若しくはバンクギャランティとして 50,000 千円を庚社に振り込んだ。

(イ) 平成 25 年 11 月の入出金

a 平成 25 年 11 月 27 日

丁社からの売掛金入金 伝票番号 1566  
普通預金 100,000 // 売掛金 100,000

丁社より 100,000 千円の入金があり、売掛金の消込を行った。

戊社への発電機代金の支払い 伝票番号 1574  
機械装置 67,600 // 普通預金 67,600

丁社からの売掛金の回収を受け、発電機の仕入先である辛社の収納代行先である戊社に対して支払を行い機械装置として計上した。

b 平成 25 年 11 月 30 日  
伝票番号 1574 の修正（科目の変更） 伝票番号 1703  
商品仕入高 67,600 // 機械装置 67,600

伝票番号 1703 の修正（科目の変更） 伝票番号 1726  
買掛金 67,600 // 商品仕入高 67,600

上記の戊社に対する支払を誤って機械装置として計上していたため、買掛金の消込を行うよう修正した。

(ウ) 平成 26 年 2 月の小切手決済

a 平成 26 年 2 月 6 日

丁社からの売掛金入金 伝票番号 2759  
現金 588,650 // 売掛金 588,650

Q 氏が丁社のために己社振出の小切手を振り出した。これを受け取り、売掛金の消込を行った。

b 平成 26 年 2 月 10 日

戊社への発電機代金の支払い 伝票番号 2760  
買掛金 588,650 // 現金 588,650

Q 氏より受け取った小切手（己社振出）を V 氏に預託し、V 氏経由で辛社の領収書（收据）を入手した。これにより、買掛金の消込を行った。

(エ) 平成 26 年 4 月の入出金

f 平成 26 年 4 月 2 日

丁社からの売掛金入金 伝票番号 2738

普通預金	10,000	//	売掛金	10,000
------	--------	----	-----	--------

丁社より 10,000 千円の入金があり、売掛金の消込を行った。

(オ) 平成 26 年 6 月の入出金

平成 26 年 6 月 30 日

丁社に対する売掛金入金 伝票番号 3224

普通預金	272,600	//	売掛金	272,600
------	---------	----	-----	---------

丁社より 272,600 千円の入金があり、売掛金の消込を行った。

(5) 本件取引に係る監査対応

GWH は、本件取引について A 監査法人に対して、以下のような監査対応を行った。

ア 発電機取引に係る仕入売上計上

(ア) 平成 25 年 9 月 30 日

a 丁社への発電機売上 (25 台分) 伝票番号 977

b 辛社からの発電機仕入 (25 台分) 伝票番号 978

GWH は、本件について四半期レビュー開始時には訂正前の売上高を監査法人に対して示していた。監査法人には、同年 9 月末までに発電機 25 台のすべてが横浜港に到着している旨説明し、「ディーゼル発電機売買契約書」にて所有権の移転に関する条項を確認の上問題ないものと判断されていた。

c 伝票番号 977・980 の修正 (売上台数 25 台分から 8 台分へ変更)

GWH は、当初のディーゼル発電機売買契約における売買代金の支払期日である平成 25 年 10 月 31 日になっても売買代金の入金がなされなかつた旨を監査法人に説明し、打合せを行った結果、早期回収可能であると考えられる 3 億円相当額の発電機 8 台分についてのみ商品売上高及び対応する商品仕入高を計上することについて合意した。なお、3 億円の根拠に関しては特に示すよう要請はなかつたものの、四半期報告書提出日 (平成 25 年 11 月 14 日) には入金される見込みである旨を説明した。監査法人からも入金状況についての問い合わせは受けたものの四半期報告書提出日には入金がなされなかつたが、会計処理の修正について監査法人からの要請は特になかつた。

(イ) 平成 25 年 12 月 31 日

丁社への発電機売上（17台分） 伝票番号 1979  
発電機に係る売上原価の計上（17台分） 伝票番号 1979

監査法人としては、9月の修正は保守的な観点から商品売上高を発電機8台分にしていたとの理解であり、特に17台分の商品売上高を計上するための条件等の示唆はなかった。

ただし、GWHは、監査法人に対し、売掛金の残額の大部分について早期に入金される見込みであることを伝えた。

#### イ 発電機取引に係る入出金

##### （ア）平成25年7月 庚社への前渡金の送金

GWHは、監査法人に対して、発電機取引の前渡金として庚社に対して50,000千円支払った旨を説明した。なお、これに関して契約書等の支出名目を証する書面の提出はしていない。

##### （イ）平成25年12月31日の債務残高

辛社に対する支払が直接行われず、戊社に対して支払いを行っていることから平成25年12月31日を基準日とした債務残高確認を行い、辛社が残高の一致を確認した確認結果を監査法人に提示した。

##### （ウ）平成26年2月の小切手決済

2月6日にQ氏が丁社のために己社振出の小切手を受け取り、W氏が現物を監査法人に提示し確認を求めた。監査法人からは当該小切手について、特に指摘事項はなかった。なお、小切手については辛社の担当者が来日するため引き渡すとの説明をした。

#### （6）本件取引に係る開示

##### ア 概要

本件調査の調査対象期間内に、GWHが開示している事実は以下のとおりである（重要性のない部分は省略する）。

なお、本件調査開始後にGWHがなしている適時開示については、当委員会に事前の連絡等がなかった旨付言する。

日付	時系列
平成 24 年 11 月 30 日	第三者割当により発行される新株式（金銭出資及びデット・エクイティ・スワップ） 及び第6回新株予約権の発行、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ
平成 25 年 1 月 28 日	第三者割当による新株式(金銭出資及びデット・エクイティ・スワップ)及び第 6 回新株予約権の払込完了に関するお知らせ
平成 25 年 3 月 27 日	商号変更に伴う定款の一部変更に関するお知らせ
平成 25 年 8 月 12 日	GW 鹿島によるバイオディーゼル発電事業の参入を検討する事業者に対するコンサルティングサービスの開始
平成 25 年 9 月 12 日	平成 25 年 6 月期の事業報告・有価証券報告書より、継続企業の前提に関する注記の記載を解消する。
平成 25 年 11 月 1 日	業績予想の上方修正 本件取引に関する 900,000 千円の売上計上見込み等が理由
平成 25 年 11 月 6 日	(訂正)「業績予想の修正に関するお知らせ」の一部訂正について
平成 25 年 11 月 12 日	平成 26 年 6 月期第 1 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)
平成 25 年 11 月 27 日	L 氏、K 氏が執行役員に就任
平成 26 年 1 月 27 日	G 氏が取締役を辞任
平成 26 年 2 月 13 日	平成 26 年 6 月期第 2 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)
平成 26 年 5 月 14 日	平成 26 年 6 月期第 3 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)
平成 26 年 6 月 12 日	① ライツ・オファリングに関するお知らせ ② ライツ・オファリングに関するご説明 ③ GW 鹿島によるバイオディーゼル事業の開始、発電事業の開始に伴い、発電機 16 台、建屋及び建物並びに付属設備の取得予定。資金は、ライツ・オファリングで調達。
平成 26 年 6 月 30 日	臨時株主総会決議ご通知及びライツ・オファリング実施のお知らせ
平成 26 年 7 月 1 日	子会社の定款の一部変更（商号変更）に関するお知らせ
平成 26 年 7 月 3 日	ライツ・オファリングにより発行される GWH 第 7 回新株予約権の上場日等に関するお知らせ
平成 26 年 9 月 10 日	ライツ・オファリングによる GWH 第 7 回新株予約権行使結果（確定）に関するお知らせ

イ 平成 25 年 11 月 1 日付業績予想の修正に関するお知らせ

GWH は、平成 25 年 11 月 1 日付「業績予想の修正に関するお知らせ」において、「平成 26 年 6 月期第 2 四半期累計期間の連結業績予想につきましては、不動産事業の売上高が当初予想を下回る見込みとなったものの、平成 25 年 8 月 12 日付の『孫会社の設立及びバイオディーゼル発電コンサルティングサービス開始のお

知らせ』において発表したバイオディーゼル発電コンサルティングサービスの一環として、当該サービス提供先の国内事業会社に対してバイオディーゼル発電機の販売設置、メンテナンスを取り扱うことにより、当初予想では見込んでいないおよそ9億円が売上計上される見込であることから、売上の増加要因が減少要因を上回ることにより、第2四半期累計期間の業績予想の修正を行うものであります。」と、本件取引により計上した売上を主な理由として、平成26年6月期第2四半期の業績の上方修正を開示している。

## 2 本件調査において認定した事実

### (1) 当委員会の認定した結論の要約

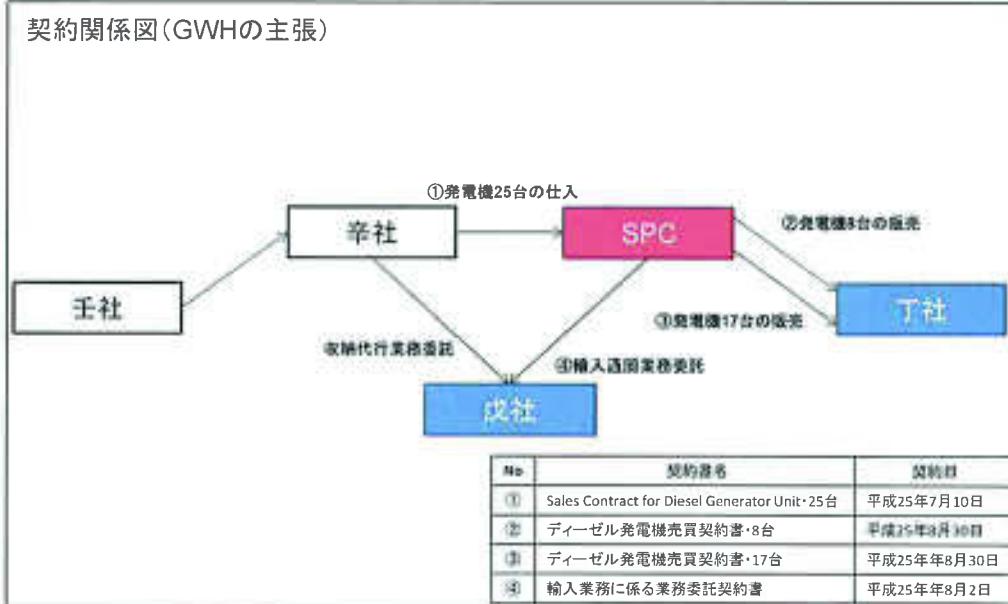
本件調査開始後、当委員会は、直ちに、本件取引の関与者に対してヒアリングを行ったところ、ヒアリングを行った全ての関与者が、「発電機取引はあります」等といった、本件取引の実在性に関する供述を行っていた。

しかしながら、本件調査の過程で、本件取引の関与者のPC内から後述する壬社と丁社との間のディーゼル発電機の売買契約書が保存されていることを発見するとともに、社外の関係者から、第1便及び第2便の通関関係書類の一部を取得する等、決定的な証拠を入手したことから、当委員会は、以下の事実を認定するに至った。

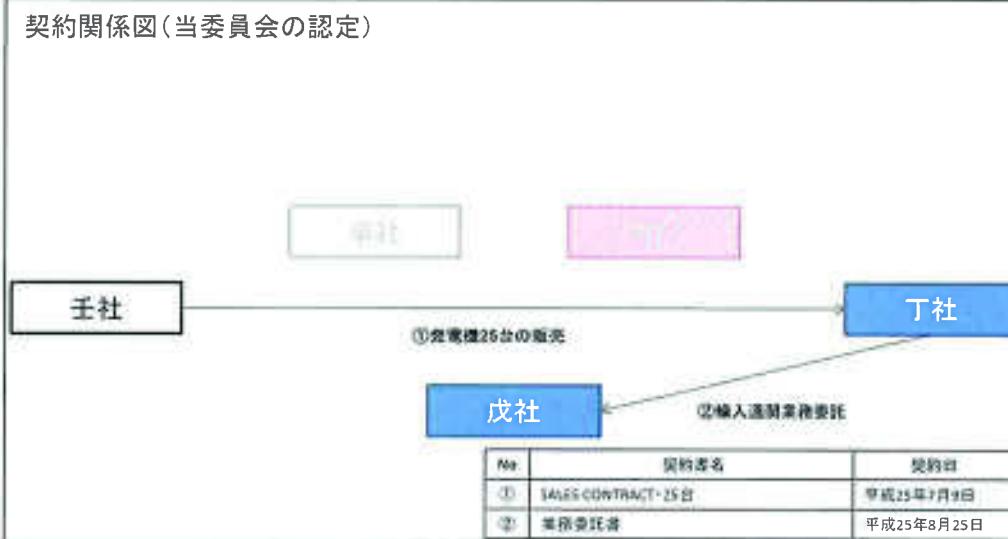
すなわち、次の契約関係図記載のとおり、当委員会は、発電機の売買契約の当事者は、GWHが主張する辛社とSPC（本件仕入契約の当事者）、SPCと丁社（本件販売契約の当事者）ではなく、壬社と丁社であると認めた。したがって、GWHが主張する本件仕入契約及び本件販売契約は、いずれもSPCにその効果が帰属するという意味での有効性を認めるに足りる証拠はないと認定した（以下、本件仕入契約及び本件販売契約に関するかかる状態を指して、単に「不存在」又は「存在しない」という。）。

なお、上記の事実が判明した後に関係者に対して証拠とともに事実確認を行ったが、いずれの関係者も、本件取引の不存在の認識については否定している。

契約関係図(GWHの主張)



契約関係図(当委員会の認定)



その理由は、以下のとおりである。

## (2) 辛社との発電機に係る仕入売上取引の実在性

### ア GWH の主張

Q氏から、丁社は取引実績のない会社であり与信審査を通らないため、GWH グループが間に入って欲しいと依頼された。そこで、社歴が長く、メーカーとしての実績もあり、発電機のメンテナンスにも対応可能な SPC を商流に入れることになったのであり、本件取引は、かかる SPC が商流に入ってリスクを取ることによって成立したのであるから、971,250 千円全額の売上計上は適切な会計処理である。

### イ 当委員会の認定した事実

(ア) Q氏とその支配会社

以下の認定の中で、丁社、B法人、戊社、己社という商号の法人が登場するが、後述する GWH からB法人に出向していた従業員 4 名、X氏及びQ氏代理人弁護士の供述を総合すると、これら法人を実質的に支配しているのは、Q氏であると思料される。なお、本調査報告書記載の資金フロー及び契約関係図につき、赤い背景に白抜き文字のブロックは GWH グループ各社を、青い背景に白抜き文字のブロックはQ氏の支配会社をそれぞれ表している。

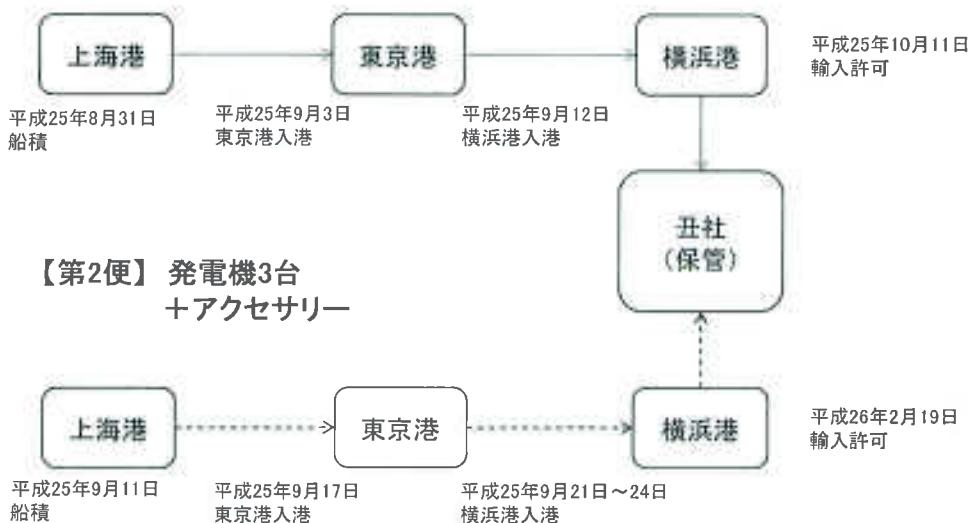
(イ) 本件発電機の物流

当委員会は社内関係者及び丑社へのヒアリング、通関書類の確認、メールレビューを実施し、発電機の物流に関して調査を行った。

当委員会が認定した上海港から丑社倉庫に至るまでの間の発電機の物流は次の物流フロー（上海港～丑社倉庫）のとおりである。

### 物流フロー（上海港～丑社倉庫）

#### 【第1便】 発電機22台



#### a 第1便（発電機 22 台）の輸入

発電機の内 22 台は、平成 25 年 8 月 31 日に中国の上海港にて船積みされたところ、同年 9 月 3 日に東京港に到着し、同月 12 日、横浜港に到着した。この 22 台は、神奈川県横浜市にある丑社の倉庫で保管された後、同年 10 月 11 日、輸入許可を受けた。

#### b 第2便（発電機 3 台及びアクセサリーセット）の輸入

また、発電機の内 3 台及びアクセサリーセットは、平成 25 年 9 月 11 日に中国の上海港にて船積みされたところ、同年 9 月 17 日に東京港に到着した。その後アクセサリーセットは同月 21 日に、発電機の内 3 台は同月 24 日に、それぞれ横浜港に到着した。発電機の内 3 台及びアクセサリーセットは、丑社倉庫で保管された後、平成 26 年 2 月 19 日、輸入許可を受けた。

以上の経緯で本国に輸入された発電機 25 台を「本件発電機」とする。

#### (ウ) 本件発電機の仕入取引

##### a 通関関係書類から判明した事実

###### (a) 当委員会が入手した資料とその内容

当委員会は、本件調査の過程で、本件取引の関与者のパソコン内から以下の書類を発見した。

- ①壬社と丁社との間のディーゼル発電機 25 台及びアクセサリーセットの平成 25 年 7 月 9 日付「SALES CONTRACT」(以下、「SALES CONTRACT」という。)
- ②丁社から壬社に対して、USD331, 250 を送金する旨の外国送金依頼書兼告知書
- ③第 1 便及び第 2 便双方の壬社名義の COMMERCIAL INVOICE
- ④第 1 便及び第 2 便双方の BILL OF LADING
- ⑤第 1 便及び第 2 便双方の ARRIVAL NOTICE
- ⑥第 1 便の輸入に関する輸入許可通知書
- ⑦第 1 便の輸入に関する消費税及び地方税を支払う旨の納付書・領収証書

なお、⑥第 2 便の輸入許可通知書については社外の関係者から入手した。

このうち、④船荷証券は、国際海運簡素化条約第 10 条に基づく「海上運送人が運送品の受取または船積の事実を証し、かつ、指定港においてこれと引換運送品を引き渡すことを約する有価証券」<sup>3</sup>であり、運送人と受取人の関係性を示すとともに、船荷証券に記載された受取人のみが当該船荷証券と引換えに運送品引渡請求権行使することができるため、貿易実務上重要な書類である。通常、売買の当事者間で授受される書類である。なお、④船荷証券及び⑤ARRIVAL NOTICE は海上運送人が、③COMMERCIAL INVOICE は輸出者が、⑥輸入許可通知書は横浜税關がそれぞれ発行するものであり、いずれも GWH 又は Q 氏から見て第三者に属する主体である。船荷証券等の通関関係書類に適合したものでなければならないため、GWH 又は Q 氏らが自由に作成することのできる書類ではなく、当委員会が入手した通関関係書類の証拠価値は高いといえる。

以下では、④BILL OF LADING (以下、「船荷証券」という。)、③COMMERCIAL INVOICE、⑤ARRIVAL NOTICE、輸入申告入力控及び⑥輸入許可通知書を総称して「通関関係書類」という。

<sup>3</sup>江頭憲治郎著『法律学講座双書 商取引法 第 6 版』(弘文堂・2010 年)

当委員会の入手した SALES CONTRACT、外国送金依頼書兼告知書及び通関関係書類の内容は、以下のとおりである。

	第1便	第2便
① SALES CONTRACT	<ul style="list-style-type: none"> <li>• NO : RCG 20130709001</li> <li>• DATE : 2013/7/9</li> <li>• Seller : 甲社</li> <li>• Buyer : 丁社</li> <li>• QTY : 25</li> <li>• UNIT PRICE (USD) : 13,250</li> <li>• TOTAL AMOUNT (USD) : 331,250</li> <li>• DESCRIPTION OF GOODS : <ul style="list-style-type: none"> <li>- Soundproof DIESELEGENERATOR</li> <li>- MODEL: R-P625ZDB</li> <li>- ENGINE: 2806A-E18TAG2</li> <li>- ALTERNATOR: HC1544FS</li> </ul> </li> </ul>	
② 外国送金依 頼書兼告知 書	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 依頼日 : 2013/8/29</li> <li>• 依頼人 : 丁社</li> <li>• 受取人 : 丙社</li> <li>• 送金額 : USD331,250</li> </ul>	
③ COMMERCIAL INVOICE	<ul style="list-style-type: none"> <li>• INVOICE NO : RCG 20130709001</li> <li>• DATE : 2013/8/27</li> <li>• EXPORTER : 丙社</li> <li>• Buyer : 丙社</li> <li>• QTY : 22</li> <li>• UNIT PRICE (USD) : 12,000</li> <li>• TOTAL AMOUNT (USD) : 264,000</li> <li>• DESCRIPTION OF GOODS : <ul style="list-style-type: none"> <li>- DIESEL GENERATOR</li> <li>- MODEL: R-P625ZDB</li> <li>- ENGINE: 2806A-E18TAG2</li> <li>- ALTERNATOR: HC1544FS1</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• INVOICE NO : RCG 20130709001-2</li> <li>• DATE : 2013/9/10</li> <li>• EXPORTER : 丙社</li> <li>• Buyer : 丙社</li> <li>• QTY : 3</li> <li>• UNIT PRICE (USD) : 12,000</li> <li>• TOTAL AMOUNT (USD) : 36,000</li> <li>• DESCRIPTION OF GOODS : <ul style="list-style-type: none"> <li>- DIESEL GENERATOR</li> <li>- MODEL: R-P625ZDB</li> <li>- ENGINE: 2806A-E18TAG2</li> <li>- ALTERNATOR: HC1544FS1</li> </ul> </li> <li>• QTY : 61</li> <li>• UNIT PRICE (USD) : 1,250</li> <li>• TOTAL AMOUNT (USD) : 31,250</li> <li>• DESCRIPTION OF GOODS : <ul style="list-style-type: none"> <li>- ACCESSORIES : CONTROL SYSTEM</li> </ul> </li> </ul>

	第1便	第2便
④ BILL OF LADING	<ul style="list-style-type: none"> <li>• B/L NO : 751303251407</li> <li>• Shipper : 壬社</li> <li>• Consignee : 戊社</li> <li>• Agent : <math>\beta</math> 社</li> <li>• Number Container or Packages : 22PACKAGE</li> <li>• Date: 2013/8/31</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• B/L NO : SXTYP3353</li> <li>• Shipper : 壬社</li> <li>• Consignee : 戊社</li> <li>• 発行者 : <math>\alpha</math> 社</li> <li>• Number Container or Packages : 64PACKAGES (SAID TO CONTAIN 3SET OF DIESEL GENERATOR SET WITH ACCESSORIES BAF YAS EBS GBF PREPAID)</li> <li>• Date: 2013/9/11</li> </ul>
⑤ ARRIVAL NOTICE	<ul style="list-style-type: none"> <li>• B/L NO : 751303251407</li> <li>• Shipper : 壬社</li> <li>• Consignee : 戊社</li> <li>• Number Container or Packages : 22PACAGE</li> <li>• Date: 2013/8/31</li> <li>• 発行者 : T. S. LINES</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• REF. NO : STT-016531-TS-0001</li> <li>• HOUSE B/L NO : SXTYP3353</li> <li>• OCEAN B/L NO : 13DF751303306459</li> <li>• MESSRS : 戊社</li> <li>• Packages : 64PACAGE</li> <li>• 到着予定日 : 2013/9/17</li> <li>• 作成日 : 2013/9/17</li> <li>• 発行者 : <math>\gamma</math> 社.</li> </ul>
⑥ 輸入許可通 知書	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 輸入者: 戊社</li> <li>• 仕出人 : 壬社</li> <li>• B/L 番号 : 13DF751303251407</li> <li>• 入港年月日 : 2013/9/3</li> <li>• 仕入書価格 : 264,000 (-CIF-USD)</li> <li>• 輸入許可日: 2013/10/11</li> <li>• 申告番号 : 21932024101</li> <li>• 仕入書番号 : RCG20130709001</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 輸入者: 戊社</li> <li>• 仕出人 : 壬社</li> <li>• B/L 番号 : 13DF751303306459</li> <li>• 入港年月日 : 2013/9/17</li> <li>• 仕入書価格 : 67,810 (-CIF-USD)</li> <li>• 輸入許可日: 2014/2/19</li> <li>• 申告番号 : 21956596641</li> <li>• 仕入書番号 : RCG20130709001</li> </ul>
⑦ 納付書・ 領収証書	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 科目 : 消費・地方消費税</li> <li>• 出力: 2013/10/11</li> <li>• 事業者 : 戊社</li> <li>• 金額 : JPY 1,293,800</li> </ul>	

(b) 本件発電機に関する壬社と丁社の売買契約

上記の通関関係書類と SALES CONTRACT とを対照すると、以下の点で一致が認められたため、壬社と丁社間の SALES CONTRACT の対象である発電機と本件取引の対象である発電機は、同一の発電機であると認定する。

① 壬社と丁社間の売買契約書のコントラクトナンバー (壬社 20130709001)、イ

- ンボイスナンバー、輸入許可通知書の仕入書番号
- ② 売買金額
  - ③ 目的物の型番
  - ④ 売主と輸出者

(c) 本件発電機の輸入者

本件発電機の通関関係書類によれば、本件発電機は壬社から戊社が輸入したことが記されているところ、当委員会は、本件発電機の買主丁社が、通関関係書類に輸入者として記載されている戊社に対し、当該売買契約に関する輸入業務を戊社に委託する旨の平成 25 年 8 月 25 日付業務委託書の存在を確認した。

また、戊社が本件発電機の輸入に関する消費税を支払っており、かつ、保管料などの費用は、丑社から戊社宛に請求書が発行され、戊社が支払いをしている。

これらの事実からすると、丁社が戊社に対し、本件発電機に関する輸入業務を委託した事実が認められる。

この点、GWH は、SPC と戊社間で平成 25 年 8 月 2 日付本件取引に係る輸入業務を委託する旨の業務委託契約書が作成されているが、これを理由に、SPC と辛社の間に本件仕入契約が存在するかのように主張している。

しかしながら

- ① 平成 25 年 9 月 2 日に Q 氏と B 氏の間で、本件取引の売上計上のために、SPC と戊社間で輸入業務に関する覚書を作成することについて、メールでやり取りされている事実。
- ② SPC が捺印する文書名・捺印する印鑑・承認者・印章の使用者などを管理するために作成している捺印簿には、SPC と戊社間の上記業務委託契約書について記録されていない事実。

が認められるため、上記業務委託契約書は、A 監査法人に対する説明のために作成された可能性が強く疑われ、当委員会の認定した事実を妨げるものではない。なお、平成 25 年 9 月 2 日付の B 氏のノートには、「戊と SPC と関係を表わす説明書を至急作成する必要がある 本日 9/2 で作成した方がよい 監査法人に対して荷積みした証明を見せる必要がある」と記載されていることからも、このことが裏付けられる。

(d) 辛社との間の本件仕入契約と通関関係書類の不整合

他方で、これらの通関関係書類と当委員会が GWH から提出を受けた本件仕入契約の証憑との間には、以下の不整合が認められた。したがって、GWH の主張する本件仕入契約の不存在が推認される。

- ① 本件仕入契約のコントラクトナンバーと通関関係書類のインボイスナンバー及び仕入番号が一致しない。
- ② 本件仕入契約のディーゼル発電機並びにアクセサリーセットの単価及び売買代金総額と COMMERCIAL INVOICE、PACKING LIST、ARRIVAL NOTICE 及び輸入許可通知書に記されている単価及び価格の総額が一致しない。

b 本件仕入契約に関する不可解な点

(a) 当事者と単価の異なる仕入契約書の押印版が複数存在すること

SPC がディーゼル発電機を仕入れる旨の契約書以外にも、下表のとおり、買主、台数及び単価を異にする複数の「Sales Contract for Diesel Generator Unit」が存在する(1 番の契約書が、GWH が本件仕入契約の根拠として主張する契約書である。)。

番号	作成日付 (平成25年)	当事者				台数	単価
		売主	押印	買主	押印		
1	7月10日	辛社	○	SPC	○	25台	26,250千円
2	9月10日	辛社	○	GW電力	○	20台	US\$258,000
3	9月13日	辛社	○	GW電力	○	25台	40,450千円

上記のように SPC ではなく、GW 電力が辛社から、本件発電機と同種のディーゼル発電機を 1 台 40,450 千円又は 258 千米ドルで仕入れる旨、当事者双方が押印済みの契約書が複数存在する。平成 25 年 7 月 25 日付で、GW 電力が西社に対し、「発電設備発注予定業者の決定理由」と題する文書を提出しているところ、当該文書に添付されている辛社名義で発行された見積書には、発電機の単価として 40,450 千円が記載されており、1 番の契約書の作成日付である平成 25 年 7 月 10 日よりも後の時点で、当事者、台数及び単価が異なる押印済みの契約書が存在することからすると、当事者、台数及び単価について合意が成立しておらず、そもそも本件仕入契約が存在しないことを窺わせる。

(b) 辛社のY氏名義の署名がいずれも同一文字であること

本件仕入契約に係る契約書には、いずれも、辛社の代表権を有する者として Y 氏の署名が記載されている。当該契約を含む当委員会が入手した下記契約書等に記載されている Y 氏名義の署名の筆跡について、当委員会において独自に鑑定機関に鑑定を依頼し調査したところ<sup>4</sup>、これらの契約書等に記載されている Y 氏名義の署名は、

<sup>4</sup> 鑑定方法は、限られた時間内において拡大画像をコピーして筆跡の異同を検査する「初期検査」と呼ばれる方法であり、裁判所への提出は不可とされている。

「同一文字・模書（引き写し）又は写し撮った画像を張り付けたものである」との結果を得た。<sup>5</sup>

- ① SPC 及び辛社の間の平成 25 年 7 月 10 日付「Sales Contract for Diesel Generator Unit」
- ② 丁社及び SPC の間の平成 25 年 2 月 21 日付「Sales Contract for Diesel Generator Unit」
- ③ GW 電力及び辛社の間の平成 25 年 9 月 13 日付「Sales Contract for Diesel Generator Unit」
- ④ 辛社から SPC 宛の平成 25 年 7 月 10 日付「PROFORMA INVOICE」
- ⑤ 辛社が発行した平成 25 年 7 月 30 日付「Diesel Generator Set Quotation」
- ⑥ 辛社から SPC 宛の平成 26 年 年 1 月 10 日付「Balance Confirmation As On 31<sup>st</sup> December 2013」

かかる調査結果によれば、上記各契約書等は、Y 氏によって署名されたものではなく、Y 氏以外の者が Y 氏名義の署名のコピーを貼り付ける等して作成された可能性を否定できない。

(c) 辛社から SPC に対する請求・督促がないこと

本件仕入契約では、本件発電機の売買代金の弁済期が平成 25 年 11 月 30 日と定められており、売買代金の総額も 656,250 千円と高額であるにもかかわらず、辛社から SPC に対して請求書や支払を督促する書面が存在しない。また、GWH や SPC の役員に対するヒアリングでも、いずれの役員も辛社から請求や支払の督促を受けた記憶はないと供述していた。

また、中国の会計上、売上を計上するには、中国税務局の販売する「発票」の交付がなされるところ、本件取引で辛社から SPC に交付された「発票」が確認されていないことから、取引の実在性に疑義を投げかける。

加えて、平成 25 年 12 月 16 日付で、L 氏が、辛社から SPC 宛にバイオディーゼル発電機の売買代金と同額の 656,250 千円を戊社の口座に振り込むように指示する旨の書面を日本語で作成し、B 氏に確認を依頼する旨のメールを送信している。このように、本来、辛社が作成すべき書面を、GWH の L 氏が作成していることからも、辛社と SPC の間の取引の実在性が疑われる。

(d) 辛社との接触ができていないこと

B 氏によれば、本件仕入契約の前後も含めて、辛社の従業員等に会ったこともなく、Q 氏に会わせるよう求めたものの、実現したことはなかったとのことである。

---

<sup>5</sup> 更に、上記契約書等のうち、④及び⑤については、「トナーの飛び散りまで完全に同一」との結果であった。

取引の相手会社の従業員と会ったことも話したこともないという点も、本件仕入契約の不存在をうかがわせる。

また、当委員会で、GWH 社内から発見した辛社のY氏名義の名刺（電話番号、メールアドレス及び携帯電話番号等が記載されている。）を元に、Y氏への接触を試みた。しかしながら、中国国内の「企業信用情報公示ネットワーク」を用いて辛社の電話番号等を調査したところ、上記名刺に記載されている電話番号と異なる電話番号であり、両者の電話番号に複数回電話を掛けたものの、誰も電話に出ないという状況であった。また、上記名刺に記載されていたメールアドレスや携帯電話番号宛に連絡をしたもの、いずれも応答がない。さらに、上記名刺に記載されている住所宛に当委員会からの質問書を発送したものの、発送後約 10 日間を経過してなお、現地の郵便局において「保管」状況となっている。

以上の事実からすると、GWH が把握している辛社やY氏の連絡先については、GWH は辛社やY氏に対して有効なコンタクトをとることができるものではないと評価される。

#### c その他本件調査により判明した事実

##### (a) MTG 議事録の記載

B 氏、Z 氏、Q 氏が平成 25 年 10 月 18 日に打合せをした際に作成された MTG 議事録には、「申」が本件発電機の仕入先として記されている。この議事録の作成者であるZ 氏に対するヒアリングによれば、同日時点で本件発電機の仕入先を辛社とするか「申」とするかは未定で、「申」はまだ設立もされていないと聞いていたと供述している。

本件発電機が横浜港に到着しているにもかかわらず、仕入先（輸出者）が未だ決まっていないというのは、本件仕入契約自体の不存在をうかがわせるだけでなく、仮に SPC が商社的立場で関与していたとしても極めて不自然な取引と言わざるを得ない。

##### (b) Q 氏の認識

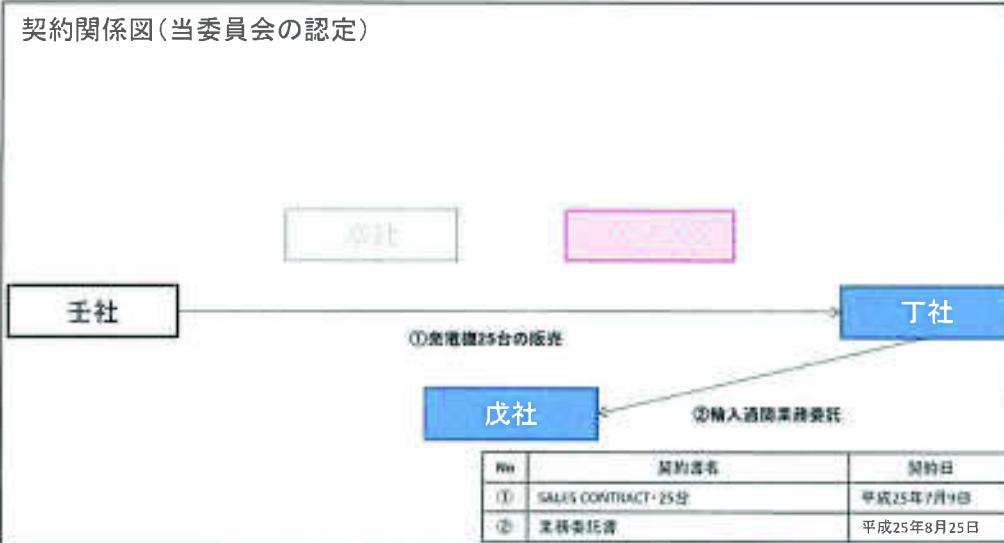
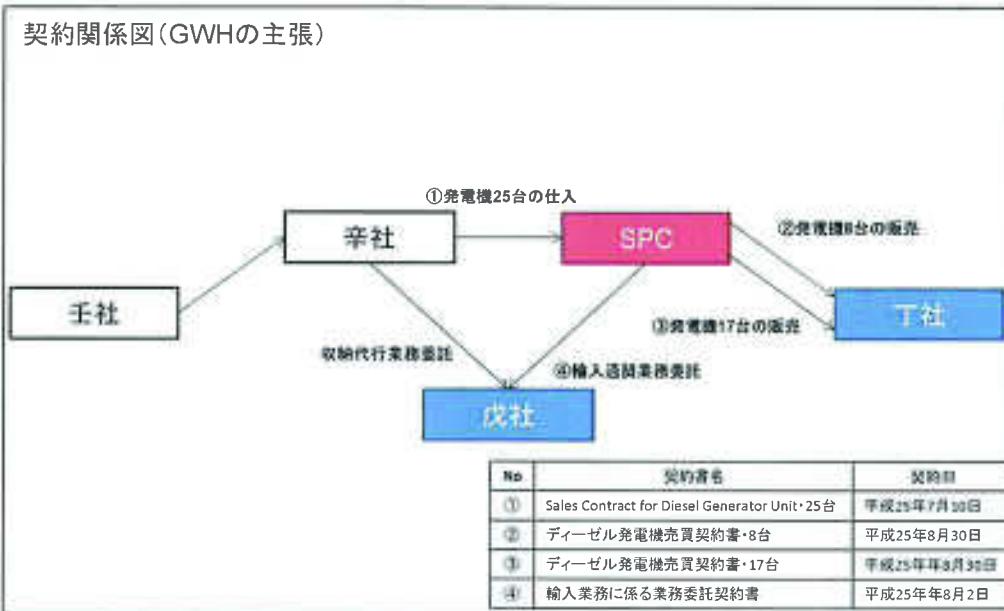
先述のとおり、丁社は実質的にはQ 氏が支配する会社であるところ、Q 氏が A A 氏に対し、平成 25 年 8 月 30 日付で送信したメールによれば、「基本情報ですが、この輸入は『壬社』と『丁社』の発電機 20 セット売買契約に基づいた輸入業務です。」と記載されている。この記載からは、本件発電機の買主丁社の実質的な支配者であるQ 氏も本件発電機の売買契約の当事者が SPC と辛社ではなく、壬社と丁社であることを認識していたといえる。

この点、Q 氏代理人弁護士からは、本件発電機を壬社から輸入したのは丁社であって、SPC が関与する余地のない商流であると Q 氏が述べている旨の説明を受けた。

d 本件発電機の仕入取引の眞の当事者と本件発電機の仕入取引の結論

以上のとおり、当委員会は、本件発電機の仕入取引の眞の当事者は、壬社と丁社であると認めた。

当委員会の認定した契約関係と売上計上の基本となった GWH の主張する契約関係を、改めて図で対比すると以下のとおりである。



(エ) 本件発電機に係る SPC と丁社との間の売買契約

a 本件発電機に係る SPC と丁社との間の売買契約

以上に認定したとおり、SPC は、壬社から本件発電機を仕入れていないため、丁社に対し本件発電機を販売することもできない。また、後述の本件販売契約に関する

資金決済の流れの点からしても、SPC と丁社との間の契約は、存在しえないというほかない。

なお、仮に SPC が商社的立場で関与していたとしても、SPC は壬社から丁社への所有権移転のために必要な行為を何ら行っていないうえ、資金仲介機能も果たしていないことに照らせば、当該売買契約に基づく売上を計上する余地はない。

### (3) 本件取引に関する売上及び利益の操作

#### ア 本件販売契約書の変遷の概要

SPC が丁社等の第三者に対し発電機を販売する旨の「ディーゼル発電機売買契約書」については、当委員会の調査の過程において入手したものだけでも、下表のとおり、ドラフト版や押印版も含め、当事者、台数、単価及び内容について多数の変遷を繰り返している。以下では、一連の「ディーゼル発電機売買契約書」を総称して、「本件販売契約書」という。なお、8 番及び 9 番が、GWH が最終的に売上計上の根拠として主張する契約書である。

番号	作成日付(平成25年)			当事者				台数	単価	「所有権の移転時期」条項
	書面上の契約日	ドラフト作成日	捺印申請簿上の押印日	売主	押印	買主	押印			
1	6月27日	6月27日	不明	SPC	○	丁社	○	10台	27,090千円	①
2	6月27日	7月17日	-	SPC	×	丁社	×	10台	27,090千円	②
3	6月27日	7月29日	-	SPC	×	戊社	×	20台	28,444千円	③
4	6月27日	7月29日	-	SPC	×	丁社	×	20台	28,444千円	③
5	6月27日	7月29日	-	SPC	×	辰社	×	20台	28,444千円	③
6	6月27日	7月29日	-	SPC	×	辰社	×	20台	28,444千円	③
7	8月30日	10月18日	8月30日	SPC	○	丁社	○	25台	38,850千円	④
8	8月30日	不明	10月24日	SPC	○	丁社	○	8台	38,850千円	④
9	8月30日	不明	10月24日	SPC	○	丁社	○	17台	38,850千円	④

一連の本件販売契約書では、「所有権の移転時期」に関して、下記①ないし④の条項のいずれかが規定されている。なお、以下では、④の条項のうちただし書き以下を、「本件追加条項」という。

#### ①第 6 条【所有権の移転時期】

本発電機の所有権は、完了検査日時を平成 25 年 9 月 25 日迄とし、納入設置・試運転後の乙の検査完了時に移転する。

#### ②第 3 条【所有権の移転時期】

本発電機の所有権は、横浜港における税関の全ての手続が完了した時点で甲から乙に移転する。

#### ③第 3 条【所有権の移転時期】

本発電機の所有権は、日本国内の港における税関の全ての手続が完了した時点で甲から乙に移転する。

#### ④3 条 【所有権の移転時期】

本発電機の所有権は、東京港における引渡し手續が完了した時点で甲から乙に移転する。ただし、乙の事情により本発電機の引渡しが遅れる場合、所有権は、本発電機が東京港に到着した日を持って甲から乙に移転したものと見做す。

##### イ 平成 25 年 6 月末頃

1 番の契約書は、ドラフトの作成日が平成 25 年 6 月 27 日であるところ、これと同内容のものについて SPC と丁社双方の押印がなされている契約書が存在する（なお、押印日は不明である）。

この 1 番の契約書のドラフトが添付されていた平成 25 年 6 月 30 日付の A B 氏から弁護士に宛てたメール（Cc には B 氏、Z 氏、U 氏が含まれている。）の本文には、「今回の火力発電の事業スキーム表は添付させて頂きますが、このスキームの中の商品売買に関して、一部を 6 月の計上（ママ）にしたいというのが GWH の希望です。現在本事業のサポートを頂いている B 法人の方が契約書を作成しておりますが、納品日等が記載されており、本契約では、6 月に計上することは難しいと考えております。」、「6 月に計上する中で、GWH 監査法人向けの対応として以下が記載されたものではないと厳しいと考えております。＊所有権が移転することが重要 → 6 月 28 日現在 ＊代金決済に関しては、SPC が指定する口座を明記する ＊危険移転については、契約締結日以降のリスクについては、丁社が負担の変更があると考えております。」との記載がある。

このように、GWH においては、同年 6 月 30 日の時点で、所有権の移転時期が売上計上のタイミングを左右する要素であることを明確に認識しつつ、これに対応するための方策を検討していたことが認められる。

##### ウ 平成 25 年 9 月末頃

その後、1 番の契約書の押印版が存在しているにもかかわらず、本件販売契約書については、上記表記載のとおり、当事者、台数、単価及び内容について、多数回の変更が行われていた。その折、同年 9 月 27 日、A C 氏から B 氏に宛てて、本件発電機の通関手續が遅れる見通しであることがメールで伝えられた（メールの Cc には A D 氏及び Z 氏が含まれている。）。

上記表記載のとおり、同日時点での本件販売契約書の所有権の移転時期に関する条項は、③の条項であったと考えられるところ、横浜港での通関手續が同月末日までに行われなければ、同月末日までの間に丁社への所有権の効果は生じないことになる。上記の A C 氏のメールの本文にも、「30 日に SPC から戊社に支払いをして、即時戊社から送金しても輸入通過通知書を同日付で入手することはできないと通関業者から

聞きました。」と記載があり、このままでは同月末日までの間に SPC から丁社への所有権の移転の効果が生じないことを危惧していることが読み取れる。

#### エ 平成 25 年 10 月頃

このような状況の下、GWH は、当時 GWH の連結決算の作成の支援等の業務を行っていた Z 氏に対し、SPC の丁社に対する本件発電機の販売に関する売上計上の要件等について相談した。Z 氏は、この相談を受けて、同年 10 月 16 日、B 氏及び A E 氏に宛てて、本件販売契約書の所有権の移転時期に関して修正を促す旨のメールを送信した（メールの Cc には、L 氏及び U 氏が含まれている。）。

このメールの本文には、「昨日のお打合せの内容を受け、発電機売買契約書修正案を作成致しました。」、「本発電機の茨城県神栖市への移管が遅れている理由は、受入側の設置場所等の準備が遅れていること等に起因すると理解しております。当該前提に立てば、以下の条項を所有権移転時期の条件の 1 つとして加えさせていただくことができれば、横浜港到着日を持って売買契約は成立＝売上計上日とすることも、会計上、問題ないと判断致します。『ただし、乙（買主）の事情により本発電機の引渡しが遅れる場合、所有権は、本発電機が横浜港に到着した日を持って甲（売主）から乙（買主）に移転したものと見做す。』」との記載がある。

その後、Z 氏は、同月 18 日、U 氏に宛てて、7 番の契約書のドラフトをメールで送信した（メールの Cc には B 氏が含まれている。）。このメールに添付されている 13 番の契約書に、実際に、本件追加条項が記載されている。

また、Z 氏は、同日、U 氏に宛てて、契約書の一部を修正したものをメールで送信した（メールの Cc には B 氏が含まれている）。このメールの本文には、「常務 B 氏より指示を受けまして、ディーゼル発電機の売買契約書の金額、条件等の変更を反映致しました。」と記載されている。その後、このメールに添付されていた 7 番の契約書と同一の内容で、SPC と丁社双方の押印がなされた契約書が作成された。

そして、L 氏は、同月 31 日、株式会社東京証券取引所上場部（以下「東証上場部」という。）に対し、SPC が丁社に本件発電機 25 台を販売し、同年 9 月末日までに約 9 億円の売上を計上できることの証憑として、7 番の契約書の押印版の PDF データをメールで送信した。

#### オ 平成 25 年 11 月以降の契約書の修正

B 氏は、Z 氏に対し、平成 25 年 10 月 18 日のミーティングを踏まえて、本件発電機の売上を 7 台分計上したらどうなるか、8 台分計上したらどうなるかを教えて欲しいと相談をした。Z 氏は、同年 11 月 8 日、B 氏に対し、図を示して、7 台分の売上を計上する場合には、粗利が 88,200 千円になることを伝えた。

このような経緯を経て、GWH は、元々本件発電機を 25 台販売する旨の契約書（7 番）を締結していたところ、これを 8 台の売買契約書と 17 台の売買契約書 2 通（8 番、9

番)に修正して、平成25年11月8日付で修正仕訳をして、本件発電機について8台分のみの売上を計上した。

なお、A監査法人に監査を受ける過程で、GWHが提示した契約書は、8番と9番の契約書のみである。

#### カ 本件販売契約に係る契約書の修正の意図

以上のように、当初平成25年6月27日付の1番の契約書について、既にSPCと丁社双方が押印した契約書が存在していたものの、実際に届いた荷物とCOMMERCIAL INVOICEの不一致及び仕入書価格の低さ<sup>6</sup>を原因として通関手続が遅延し、同年9月末日までに本件発電機25台の所有権が丁社に移転せず、同月末日までにSPCにおいて約9億円の売上を計上することができないという事態が発生した。

Z氏による一連のメール及び本件販売契約書の変遷から明らかなどおり、GWHは、これらの事態を回避するべく、事後的に、SPCの丁社に対する本件発電機の売買契約書を修正して本件追加条項を設けたことが認められる。

ここで、GWHの平成26年6月期第1四半期の連結最終利益は、本件発電機8台分の売上及び利益を計上することで400千円の黒字になること、本件取引の1台分の粗利は12,000千円であるため、仮に8台ではなく7台で売上計上していたとすれば、平成26年6月期第1四半期の最終利益は赤字となっていたことになる。

この点、A氏及びB氏に8台分の売上計上することとなった経緯をヒアリングしたところ、両名とも7台分ではなく8台分の売上を計上することで平成26年6月期第1四半期の最終利益を黒字化することができるため8台分の売上計上することを決めた旨の回答をした。

したがって、本件販売契約に係る契約書を修正した理由に、GWHの最終利益を黒字にしたいという意図のもと売上及び利益の操作があったと認められる。

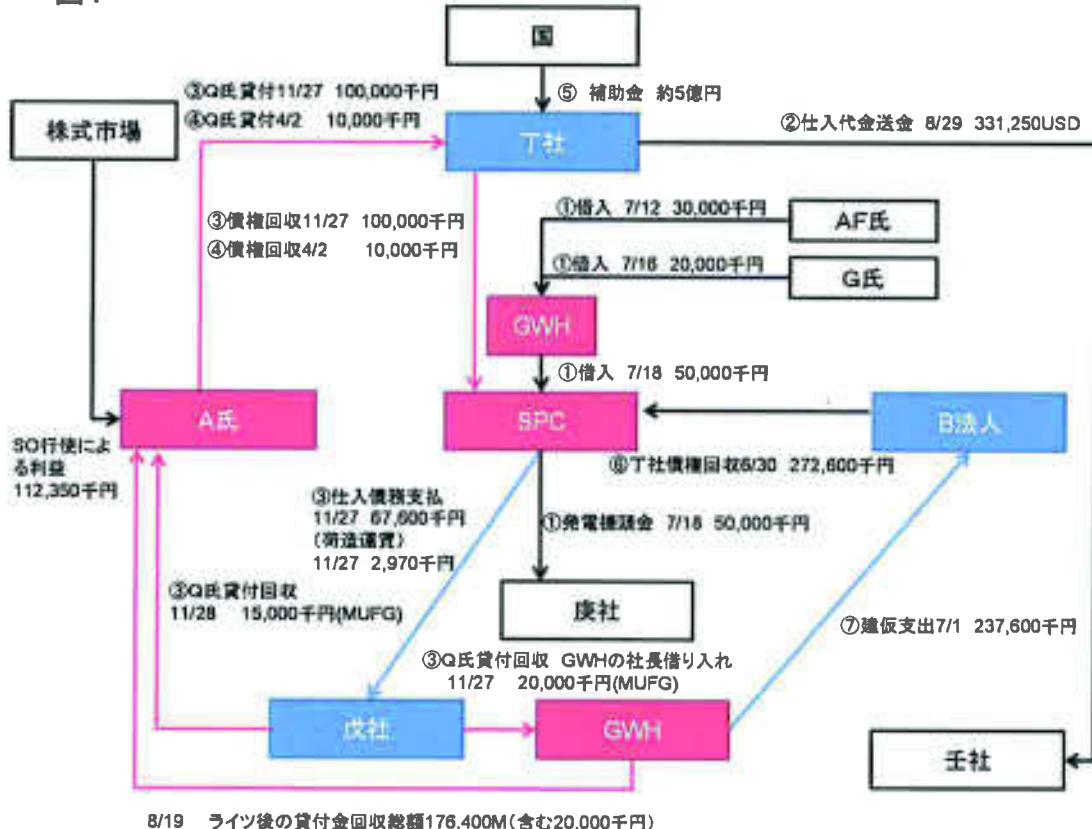
---

<sup>6</sup> 通関関係書類によると仕入書価格は第1便で22台 CIF-USD-264,000、第2便で3台及びアクセサリーセット CIF-USD-67,810となっている。

なお、当委員会が独自に壬社より入手した見積りによると、類似の発電機がUSD53,000と提示された。

(4) 本件取引に係る資金決済等

1



ア 平成 25 年 7 月 18 日の 50,000 千円（図 1 の①の流れを参照）

(ア) GWH の主張

Q氏から、本件発電機を中国から輸入するに当たり、50,000 千円だけ出せば後は自分たちが協力するので大丈夫だと言われて、当初は、本件発電機の仕入代金の頭金又はバンクギャランティとしてSPCから50,000千円を庚社に振り込んだ。その後は、GWHとQ氏又は同氏が関係する法人の間で継続している、発電事業に関する取引関係で、支払が必要になることも予想されるため、50,000 千円については本件取引の仕入代金に充当せず、本件取引終了後も特に返金を求めていない。

(イ) 当委員会の認定

SPC から庚社に平成 25 年 7 月 18 日付で 50,000 千円送金されたことは確認できるものの、本件仕入契約が不存在である以上、頭金としての支出も理由がないことに帰し、この 50,000 千円については庚社に対する原因のない支出と評価するほかない。

50,000 千円が本件取引の仕入代金の前渡金であると確認する趣旨の合意書は交わしておらず、本件仕入契約の代金にも充当せず、本件仕入契約において GWH の主張する仕入代金の決済終了後も返金すら求めていない点も当委員会の認定の裏付けと

なる。

また、GWH は、上記 50,000 千円について、A F 氏、G 氏といった個人から借り入れをしてまで、支払っている。そのため、本件取引を中止する決断ができなくなつた一つの原因となった可能性があることは後述のとおりである。

なお、本件認定は限られた情報に基づいているものであり、庚社から先の資金の流れにつき実態解明がなされた場合、当該支出が庚社に対する原因のない支出との認定に至らない可能性を排除しない。

#### イ 平成 25 年 11 月 27 日の 100,000 千円

##### (ア) GWH の主張

平成 25 年 11 月 27 日に、①A 氏個人の預金口座から 100,000 千円を出金し、② A 氏より Q 氏へ同額を貸付け、③丁社の口座に 100,000 千円を入金、④丁社の口座から SPC の口座に 100,000 千円を振り込み、⑤SPC が収納代行に係る代金として、戊社に 67,600 千円を送金、⑥戊社の口座から 67,600 千円を出金し、Q 氏より A 氏個人に 67,600 千円を返済。以上 6 つの資金移動を平成 25 年 11 月 27 日に実行した。

なお、この SPC の平成 25 年 11 月 27 日付の 100,000 千円の入金については、丁社からの売掛金の回収である。

##### (イ) 当委員会の認定（図 1 の③の資金の流れを参照）

本件取引に係る平成 25 年 11 月 27 日付の 100,000 千円の入金に係る原資は、A 氏個人の預金（A 氏自身の 100,000 千円の原資は、GWH が発行した第 5 回新株予約権を行使することにより、取得した GWH の普通株式の売却代金のことである）であることが認められた。

ただし、A 氏個人の口座から出金された 100,000 千円のうち、15,000 千円は、平成 25 年 11 月 28 日に A 氏個人の口座に戻っていることが確認できた。更に 20,000 千円は、GWH の口座に平成 25 年 11 月 27 日に入金されており、GWH は A 氏に対する借入金として経理処理している。その他の 65,000 千円は A 氏個人の口座に戻っていることは確認できていない。

本件販売契約は不存在と評価せざるを得ないため、平成 25 年 11 月 27 日の入金については売掛金の回収と評価することはできず、原資が A 氏個人の資金であることを踏まえると、A 氏又は丁社からの原因のない入金であると評価せざるを得ない。

なお、A 監査法人との平成 25 年 11 月 11 日の四半期レビューの打合せで、丁社からの売掛金の入金状況について A 監査法人より質問があったことをうかがわせるメモが残されていることからすると、A 氏による、個人の預金口座からの 100,000 千円の振込みは、A 監査法人に対して SPC が丁社から売掛金の一部でも回収できていることを装うことが目的だった可能性がある。

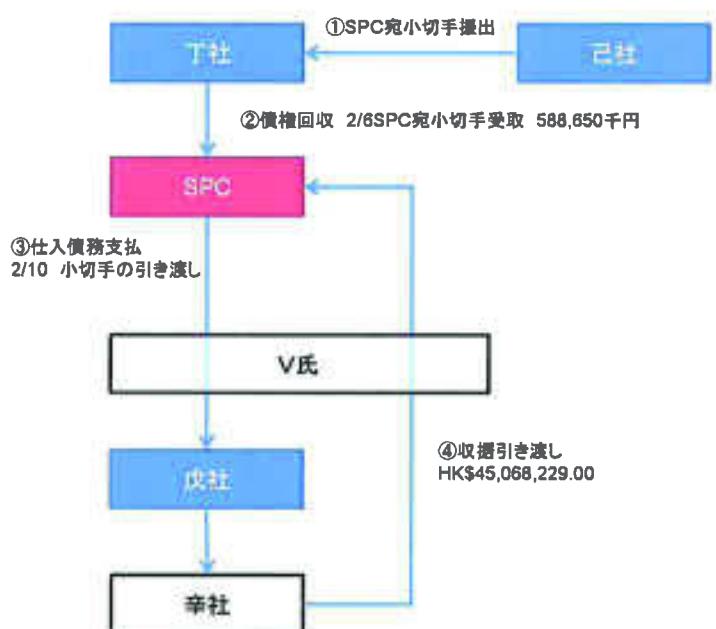
ウ 平成 26 年 2 月 6 日の小切手による回収

(ア) GWH の主張

己社が丁社宛に、平成 26 年 2 月 6 日付で振り出した、額面金額 45,068,229 香港ドルの小切手(以下、「本件小切手」という。)を、平成 26 年 2 月 6 日に Q 氏から B 氏が B 法人事務所で受領し、同月 12 日に B 氏が本件小切手を V 氏に GWH 6 階会議室にて交付した。その後、V 氏から SPC 宛の收据(日本でいう領収書)を受領したことで本件取引に係る丁社からの売掛金の回収及び辛社に対する仕入代金のうち 588,650 千円の有効な弁済と認識した。

(イ) 当委員会の認定(図 2 を参照)

図2



a 振出人である己社が平成 26 年 2 月 6 日時点で解散していること

当委員会が海外の調査機関を通して調査したところによれば、本件小切手の振出人である己社は、平成 25 年 12 月 3 日付で解散しており、本件小切手の振出日である平成 26 年 2 月 6 日時点でもこの解散状態が解消されていなかった。

この己社の解散は、当該法人の活動実態がないため登記機関から複数回文書による照会がなされ、日本の官報に相当する書面に掲載されたにも関わらず、何らの音沙汰がない場合に登記を抹消され、解散したものとして取り扱われるという法制度によるものである。すなわち、己社は英国における活動実態はないと推察される。

このような解散状態にある法人が、有効な小切手を振り出すことができるか否かについて、己社が登記されているイギリス会社法に明文の規定はないものの、

活動実態のない法人の振り出した本件小切手による決済の有効性については、疑義が存在する。

b 本件小切手は SPC 以外の者が換金できない可能性が排除できること

本件小切手には、「Account payee only」「PAY SPC CORPORATION」との記載があり、そもそも本件小切手は、SPC 以外の法人による換金が困難であった可能性を否定できない。

c V 氏への交付をもって辛社への弁済と評価できない可能性があること

V 氏は、当委員会のヒアリングにおいて、本件小切手の交付を受けたこと自体を否定している。また、仮に B 氏へのヒアリング内容に従って、V 氏への本件小切手の交付自体はあったことを前提とするとしても、本件小切手の交付を受けた V 氏に、辛社を代理する権限があることを裏付ける委任状、辛社へ V 氏に委任した事実の確認はいずれもなされていないことから、V 氏が辛社を代理して本件小切手を受領する権限があったかについては疑わしいと言わざるを得ない。

d 平成 26 年 2 月 12 日付「收据」

GWH から、辛社が SPC に対し本件発電機取引の代金として 45,068,229 香港ドルを受領した旨の平成 26 年 2 月 12 日付收据が提出されているが、中国の税務上收据での経費処理が認められておらず、日本でいう領収書とは位置付けが異なるため証拠価値は低い。また、既に認定したとおり本件仕入契約自体が不存在である以上、この收据は偽造された可能性を排除できず、当委員会の認定を妨げる証拠ではない。

e 本件小切手を SPC が換金していないこと

仮に SPC が本件取引に商社的な関与をしていたとするならば、本件小切手を SPC が一度換金し、当該換金後の資金を辛社に振込送金することが取引の安全より必要であったにも関わらず、SPC がそのような決済行為をした事実は認められない。

f 結論

本件小切手は、解散状態にある法人が振り出した、決済できない可能性が否定できない小切手である上、本来支払うべき先の辛社が受領したかも不明である以上、SPC の辛社に対する買掛金の弁済としては無効と評価するのが適切である。

## エ 平成 26 年 4 月 2 日の 10,000 千円

### (ア) GWH の主張

平成 26 年 4 月 2 日に、①A 氏個人の預金口座から 10,000 千円を出金し、②A 氏より Q 氏へ同額を貸付け、③丁社の口座に 10,000 千円を入金、④丁社の口座から SPC の口座に 10,000 千円を振り込んだ。

なお、この SPC の平成 26 年 4 月 2 日付の 10,000 千円の入金については、丁社からの売掛金の回収である。

その後、平成 26 年 8 月 25 日に Q 氏より A 氏へ 40,000 千円が返済され、A 氏の

Q氏への残債権は2,400千円である。

(イ) 当委員会の認定(図1の④の流れを参照)

平成26年4月2日の10,000千円の回収についても、A氏個人の預金を原資としていることが認められた。

そのため、イの認定と同様に、A氏個人の口座から出金した10,000千円が、A氏の個人口座に戻ったことを裏付ける証拠が提出されなかつたため、A氏の又は丁社からの原因のない入金であると評価せざるを得ない。

才 平成26年6月30日の272,600千円とこれに関連する資金移動

(ア) GWHの主張

丁社からSPCに対する272,600千円の支払いは、丁社からの本件発電機取引に係る売掛金の入金である。

(イ) 当委員会の認定

a SPCへの272,600千円入金前後の資金の移動

平成26年6月30日にSPCに272,600千円が入金された前後に図1の⑥の資金の流れ及び図3のような資金移動が見られた。

図3



【事実関係】

- ① 同月27日、己社名義でB法人がGW鹿島に250,000千円を振込。
- ② 同日、GW鹿島が250,000千円の預金小切手をQ氏に交付。
- ③ 同月30日B法人が丁社名義でSPCに、272,600千円を振込(図1を参照)
- ④ 同日及び同年7月1日付でSPCからGWHに合計237,600千円を振込(図1を参照)。
- ⑤ 同日GWHはB法人に対し、237,600千円を振り込んでいるため、SPCには、③と④の差額35,000千円が残された(図1を参照)。

b 272,600 千円の入金の評価

本件販売契約に係る平成 26 年 6 月 30 日付の 272,600 千円は、B 法人から丁社名義で実際に振り込まれているが、本件販売契約自体が不存在のため、この入金については、B 法人からの原因のない入金であって、SPC は、B 法人に対する不当利得返還債務が残ることになる。但し、本件認定は限られた情報に基づいているものであり、実態解明がなされた場合、当該入金が B 法人からの原因のない入金との認定に至らない可能性を排除しない。

(5) 本件取引に係る関与者

ア 当委員会の認定評価に関する前提

当委員会の調査の結果、GWH グループの役員、従業員、その他の者で本件取引への具体的な関与の有無・内容について、以下のとおり認定した。

なお、当委員会の調査は、GWH の役職員の刑事責任の追及を目的としておらず、また、本件は SESC の調査が進行中であるため、SPC が本件取引の当事者ではないことに関する GWH の役職員の認識及び役職員等との間の共謀の有無に関する認定については、かかる当委員会の性質及び本件の特殊性に基づく制約があることを付言する。

イ A 氏の関与

(ア) B 法人への出向者の送り込み、会議等による情報共有

A 氏は、平成 25 年 7 月以降、GWH の従業員合計 4 名を順次 B 法人に出向させて、Q 氏の指揮下において本件取引及び発電事業に関する業務にあたらせ、B 法人及び Q 氏の動向を報告させるようした。

また、A 氏は GWH 又は B 法人において定期的に開催されていた発電事業に関する会議（以下、「本件発電事業会議」という。）等に積極的に出席して、本件取引の進捗状況の報告を受けていた。GWH は、本件取引を含む発電事業に関する経験及びノウハウがなかったことから、A 氏は、B 法人への出向従業員に対して、Q 氏の指示に従うよう伝えていた。

なお、本件発電事業会議の議事録等によれば、本件取引に関連した以下のようない内容の打合せが行われていた。

① 平成 25 年 8 月 14 日（参加者：A 氏、B 氏、U 氏、Q 氏）

- ・ 本件発電機購入に係る補助金申請のために平成 25 年 8 月 31 日 GWH グループが本件発電機 25 台を仕入れること、本件発電機を仕入れた後、実際に GWH グループが稼働させる台数及び内訳について
- ・ 本件発電機 25 台の売買契約を分けるタイミング及び分け方について

② 平成 25 年 8 月 26 日（参加者：A 氏、B 氏、AG 氏、AB 氏、AC 氏、U 氏）

- ・ 本件発電機について、当初計 60 台を丁社・辰社・戌社にて契約していたが、丁社 40 台、辰社 20 台に変更となり、この契約について、Q 氏と協議を行う。その際に売買代金を 1MW (メガワット。以下同じ。) 当たり 8,000 万円で申請(補助金採択のため)したが、補助金が下りないため、販売価格について再度協議・確認する
- ・ 本件発電機の正式な契約書は現在どこにあり、現在のステータスはどのようにになっているのか
- ・ 助成金が下りないことを想定した場合、本件発電機の 1 台当たりの販売価格はいくらにするのか
- ・ 初期輸入される本件発電機 25 台分については、どこの会社に販売するのか
- ・ 各社から支払う代金の販売手数料 5% については、どこの会社からいつの時期に、SPC へ支払って頂けるのか
- ・ 本件発電機について、船積みは完了しているのか、いつ入港しているのか

- ③ 平成 25 年 10 月 7 日 (参加者 : A 氏、B 氏、P 氏、A G 氏、A H 氏、A I 氏、L 氏、A E 氏)
- ・ SPC と辰社、SPC と丁社の契約書は作成中
- ④ 平成 25 年 10 月 15 日 (参加者 : A 氏、B 氏、A G 氏、A H 氏、A I 氏、L 氏、A E 氏、U 氏)
- ・ 契約書上、第 1 便の 25 台が 9 月 30 日付になっているが、所有権移転は引渡日になっているため、Q 氏と打合せして対応すべき
- ⑤ 平成 25 年 10 月 21 日 (参加者 : A 氏、B 氏、P 氏、A G 氏、A H 氏、A I 氏、Z 氏、L 氏、A E 氏、U 氏)
- ・ 壬社と GWS 或いは SPC が契約締結。GWS (或いは SPC) が壬社の総代理店として日本国内の発電機の総メンテナンスを行う予定

#### (イ) 丁社に対する債権回収への関与

A 氏は、本件販売契約にあたって、その売買代金の一部に充てる目的で、①平成 25 年 11 月 27 日付で 100,000 千円、②平成 26 年 4 月 2 日付で 10,000 千円を個人の資金から支出した。この点、少なくとも上記①の支出については、四半期レビューにあたり、A 監査法人に対して、本件発電機の売掛金が回収できていることを装うために行われた可能性があることは前記のとおりである。

#### ウ B 氏の関与

##### (ア) 情報共有

B氏は、本件取引当時、GWHの常務取締役兼SPCの代表取締役として、発電事業に関する会議に出席し、また、B法人への出向従業員からの報告を受ける等として本件取引の進捗状況等の情報を共有していた。

(イ) 契約書への署名

また、B氏は、SPCの代表取締役として、本件仕入契約及び本件販売契約に署名又は押印しており、特に本件仕入契約については、自ら署名していた。

(ウ) 丁社に対する債権の回収への関与

a 平成25年11月27日及び平成26年4月2日の入金への関与

B氏は、A氏の指示を受けて、平成25年11月27日の100,000千円及び平成26年4月2日に10,000千円をA氏の預金口座から出金し、O氏及びAA氏と共に、前記の振込手続に関与している。

b 本件小切手による回収への関与

B氏は、平成26年2月6日、Q氏から本件小切手を受け取り、同月12日にV氏に対して本件小切手を交付し、その証憑として本件小切手の額面額相当の收据を受け取ったと供述している。

(エ) 売上計上のための証拠作りへの関与

B氏は、本件販売契約に基づいて、平成26年6月期第1四半期に売上計上をするべく、SPC・丁社間の本件発電機の売買契約書を修正・バックデート、SPCと戊社との間の輸入業務委託契約書のバックデート、辛社からSPC宛の支払指図書の作成をL氏などに指示した。

エ L氏の関与

L氏は、平成25年9月にGWHに入社して以来、経営企画室及び業務管理本部に配属され（なお、平成25年11月27日付で執行役員に就任している。）、GWHの経営企画及び業務管理全般を担当していたが、本件取引に関しては、各種契約書類の作成及びレビューも担当していた。かかる業務において、L氏は、本件取引に係る契約書等のバックデートに関与していたことが認められる。この点、L氏は、かかる対応について、L氏が本件取引に関する業務を始めた平成25年11月当時、GWHでは契約書類の作成、管理が杜撰であったことから、L氏において、作成されないまま進行していた案件の契約書類を実態に合わせて作成していった結果によるものである旨、供述している。

オ Q氏の関与

Q氏は、B法人の実質的な代表として、B法人とGWHとの間でコンサルティング業

務委託契約を締結し、GWH から B 法人への出向社員を受け入れ、当該出向社員に指示を与える、更には本件発電事業会議に出席していた事実が認められた。もっとも、本件取引の経緯や具体的な関与内容については、Q 氏の代理人を通じて聴取した Q 氏の説明と、GWH の説明では以下のとおり齟齬があった。

(ア) Q 氏の説明

発電所事業、本件発電機の取引については、いずれも、GWH 側から持ち掛けられた取引であり、本件発電機取引の当事者は、壬社と丁社であるにもかかわらず、GWH 側が自社の売上利益計上のために、勝手に SPC と辛社間の仕入契約書及び SPC と丁社間の販売契約書を作成した。

資金決済取引については、自分の意思ではなく、上場会社の従業員であるとして信用していた出向者によって、勝手に通帳及び印鑑を持ち出されて使用された旨、Q 氏代理人弁護士を通じて説明があった。

(イ) GWH の説明

GWH は、発電所事業、本件発電機の取引のいずれも Q 氏から持ち掛けられており、本件発電機に係る仕入取引の眞の当事者や仕入れ価格については何も知らされなかつた。

(ウ) 当委員会の評価

本件調査の過程で、Q 氏と GWH の相反する供述のいずれが事実と合致しているかについて結論を出すには至らなかつた。

カ GWH から B 法人に出向していた従業員の関与

本件発電機取引及び後述する補助金申請には、GWH から B 法人に出向していた従業員も関与しており、GWH の説明によれば、その役割（本件取引に関連するものに限る）は以下のようなものであった。

(ア) A C 氏

A C 氏は、平成 25 年 7 月 1 日頃から平成 26 年 3 月初旬頃まで B 法人に出向し、Q 氏の作成した資料に基づき、主に、後述の本件補助金の申請をする際の事務局であった酉社に提出する申請書類の作成及び提出を担当していた。

もっとも、A C 氏は、本件発電事業会議に頻繁に出席しており、平成 25 年 9 月 12 日付で、B 氏宛に本件発電機の輸入消費税の請求書及び壬社を輸出者、戊社を輸入者とし、本件発電機 22 台分の仕入価格 USD264,000 と記載された輸入申告入力控を送付した。その他、輸入関係書類のやり取りに関する A A 氏のメールを頻繁に受信しており、その中には、本件発電機の仕入取引に係る壬社と丁社の間の SALES CONTRACT が添付されているものもあった（平成 25 年 9 月 18 日付で A A 氏が送信したメール）。

(イ) A D 氏

A D氏は、平成 25 年 8 月 6 日頃から平成 26 年 2 月 15 日頃まで B 法人に出向し、西社との連絡窓口や、A 氏の指示により B 法人での業務内容や Q 氏の動向等について GWH に報告する等の業務を担当していた。

(ウ) A A 氏

A A 氏は、平成 25 年 8 月 12 日頃から平成 26 年 8 月 14 日頃まで B 法人に出向し、Q 氏の関係会社である戊社による本件発電機の輸入に伴う事務手続を担当していた。A A 氏は、かかる業務の過程において、本件発電機の輸入関係書類等を関係者に送付するなどしていた。

また、A A 氏は、A 氏個人の預金を原資とする平成 25 年 11 月 27 日の 100,000 千円の振込、平成 26 年 4 月 2 日付 10,000 千円の振込のうち、丁社、戊社に関する部分の事務手続を担当していた。

(エ) E 氏

E 氏は、平成 25 年 9 月 30 日頃から平成 26 年 2 月 15 日頃まで B 法人に出向しており、後述の木崎発電所の建築のための設計業者、建設業者などとの打合せ、折衝を担当していた。

キ SPC の取締役の関与

(ア) O 氏

O 氏は、SPC の取締役として、本件取引に関して、主に本件発電機の日本国内における物流に関する業務を担当しており、本件発電事業会議にも出席していた。

しかし、O 氏が、本件発電機取引の売上利益計上のために契約書の修正に関与した証拠は不見当であった。

(イ) N 氏

N 氏は、平成 26 年 9 月 26 日付で SPC の代表取締役に就任したものの、本件取引当時は、設計者としての業務が中心であり、本件取引に関与したとは認められなかった。

### 3 その他に確認された事実

#### (1) 発電事業

ア 木崎発電所

(ア) 木崎発電所の概要と経緯

GWH が、Q 氏から発電事業を持ちかけられた木崎発電所の計画に関する概要と状況は以下のとおりである。

所在地：茨城県神栖市木崎 1385-120。この土地は平成 25 年 2 月 28 日に乙社が所

有権を取得し、平成 26 年 6 月 30 日付で、B 法人が乙社から所有権を取得している。

発電設備容量：2MW 高圧発電所を 4 発電所建設し合計 8MW

亥社との接続検討に関する協議の状況：電力会社 4 社らと亥社との接続検討に関する協議の状況は以下のとおりである。

1 回目の接続検討回答書 平成 25 年 8 月 27 日

接続供給申込 平成 25 年 9 月 25 日

2 回目の接続検討回答書 平成 25 年 11 月 12 日

なお、上記 4 社は、平成 25 年 9 月 3 日付で亥社との接続供給に関する契約上の地位を C 組合に移転する旨の合意書を交わしている。

(イ) 木崎発電所の発電機、発電施設の建屋及び付属設備の調達について

GWH の説明によれば、GW 鹿島は、発電機、発電施設の建屋及び付属設備を B 法人から取得する予定である。また、本発電施設については、平成 26 年 6 月 12 日付で GWH が開示したライツ・オファリングで調達した資金を使用することである。

(ウ) 木崎発電所に係る会計処理

a GWHにおける会計処理

GWHでは木崎発電所関係の支出として以下のような会計処理を行っているが、いずれの支出についても契約書等による発注行為の裏付けはないものの木崎発電所に関する支出という名目で計上している。

(a) 平成 25 年 12 月 26 日

B 法人への仮払金の支出 伝票番号 713 (単位:千円)  
仮払金 3,000 // 普通預金 3,000

(b) 平成 26 年 3 月 31 日

B 法人への仮払金の前渡金への振替 伝票番号 1,039  
前渡金 3,000 // 仮払金 3,000

(c) 平成 26 年 1 月 14 日

B 法人への前渡金の支出 伝票番号 778  
前渡金 2,500 // 普通預金 2,500

(d) 平成 26 年 1 月 28 日

B 法人への前渡金の支出 伝票番号 792  
前渡金 500 // 普通預金 500

(e) 平成 26 年 4 月 15 日

B 法人への前渡金の支出 伝票番号 1,060  
前渡金 500 // 普通預金 500

(f) 平成 26 年 4 月 30 日

B 法人への前渡金の支出 伝票番号 1,082  
前渡金 1,000 // 普通預金 1,000

(g) 平成 26 年 6 月 9 日

B 法人への前渡金の支出 伝票番号 1,289  
前渡金 2,000 // 普通預金 2,000

(h) 平成 26 年 6 月 16 日

B 法人への前渡金の支出 伝票番号 1,304  
前渡金 1,000 // 普通預金 1,000

(i) 平成 26 年 7 月 1 日

B 法人への前渡金の支出 伝票番号 62

前渡金	237,600	// 普通預金	237,600
-----	---------	---------	---------

(j) 平成 26 年 8 月 25 日

B 法人への GW 鹿島に係る建設仮勘定の支出 伝票番号 168/226

短期貸付金	140,000	// 普通預金	140,000
-------	---------	---------	---------

短期貸付金	180,000	// 普通預金	180,000
-------	---------	---------	---------

(k) 平成 26 年 8 月 25 日

B 法人への前渡金の GW 鹿島への振替 伝票番号 445

短期貸付金	237,600	// 前渡金	237,600
-------	---------	--------	---------

b GW 鹿島における会計処理

(a) 平成 25 年 7 月 31 日

B 法人への前渡金の支出 伝票番号 1

前渡金	1,050	// 普通預金	1,050
-----	-------	---------	-------

(b) 平成 26 年 6 月 27 日

B 法人への前渡金の支出 伝票番号 36

前渡金	250,000	// 普通預金	250,000
-----	---------	---------	---------

(c) 平成 26 年 6 月 30 日

B 法人への前渡金の建設仮勘定への振替 伝票番号 39

建設仮勘定	250,000	// 前渡金	250,000
-------	---------	--------	---------

(d) 平成 26 年 8 月 25 日

B 法人への建設仮勘定の支出 伝票番号 24

建設仮勘定	140,000	// 短期借入金	140,000
-------	---------	----------	---------

建設仮勘定	180,000	// 短期借入金	180,000
-------	---------	----------	---------

(e) 平成 26 年 9 月 30 日

建設仮勘定の GWH からの振替 伝票番号 36

建設仮勘定	237,600	// 短期借入金	237,600
-------	---------	----------	---------

(エ) 木崎発電所に係る監査対応

監査法人による監査及び四半期レビューは平成 26 年 6 月末までの支出を対象に行われている。監査法人に対しては、当該 B 法人との間で締結することを予定している「発電所資産譲渡契約書（案）」を提示し、相殺対象債権の集計に計上されている資産が含まれていることを含め、口頭で確認している。加えて、土地賃本、平面図等を提出のうえ、監査法人が現調を行い、工事の進捗確認を行った。

#### （才）木崎発電所に係る認定事実

##### a 発電所建設に係る支出の対象目的物

平成 26 年 6 月 27 日以降、GWH グループから B 法人に約 800,000 千円の資金が流出し、これと反対に GW 鹿島に建設仮勘定名目で約 800,000 千円が計上されている。

この建設仮勘定名目で計上する根拠となる売買契約書、工事請負契約書など契約書の開示を GWH に求めたところ、押印した契約書が存在しないとの回答であった。

また、この約 800,000 千円の支出について、いかなる目的で支出されたのかについても、GWH から明瞭な回答が得られなかった。

さらに、上記認定のとおり、木崎発電所については、亥社との系統連携に向けた協議をしているのは GWH ではなく、底地も B 法人の所有物であり、建屋も建設途中という状態であるため、約 800,000 千円もの支出の対象物として合理的に説明できるかには疑義が残る。

なお、GWH から B 法人に前渡金名目で資金が流出しているが、これについても金銭消費貸借契約書などの契約書もなく、いかなる目的で支出したのかは明らかではない。

##### b 平成 26 年 6 月 27 日付の 250,000 千円の資金移動について

- ① 平成 26 年 6 月 27 日付で己社と GW 鹿島の間で 250,000 千円の金銭消費貸借契約を締結し、B 法人が己社名義で 250,000 千円を GW 鹿島に振り込んだ。
- ② 同日付で GW 鹿島の振出による預金小切手 250,000 千円を、L 氏及び O 氏が Q 氏に交付し、GW 鹿島は B 法人に対する前渡金として処理している。

このように 250,000 千円の資金移動が同日に発生していること、B 法人が Q 氏の支配する法人であることに鑑みると、金銭消費貸借契約の要件である金銭の交付があったと評価することに疑義があり、借入を名目とした入金と、建設仮勘定を名目とした出金につき、実態解明が必要である。

#### イ 那珂発電所

GWH の説明によれば以下のとおりである。

##### （ア）那珂発電所の概要と経緯

##### a 発電所所在地 茨城県那珂市横堀所ノ内 865

b 敷地面積 約 660 m<sup>2</sup>

c 発電設備容量 2MW

(イ) 那珂発電所の発電機、発電施設の建屋上、付属設備の調達について  
発電機、燃料タンク等は、未社から調達予定である。当委員会が視察した時点では、発電施設の建設は未了、発電機は1台納品されているという状態であった。ただし、系統接続は完了している状況で、GW鹿島に名義変更する予定と聞いている。

(ウ) 那珂発電所に係る会計処理

a GW鹿島における会計処理

GW鹿島では那珂発電所関係の支出として以下のようないかん会計処理を行っている。

(a) 平成26年9月30日

未社への建設仮勘定の支出 伝票番号31

建設仮勘定	59,400	// 普通預金	59,400
-------	--------	---------	--------

(b) 平成26年10月31日

未社への前渡金の支出 伝票番号3

前渡金	22,400	// 普通預金	22,400
-----	--------	---------	--------

(エ) 那珂発電所関連取引に係る監査対応

那珂発電所関連取引については、監査法人による監査及び四半期レビューが実施された対象期間内に取引が行われていないため特に監査対応を行っていない。

(オ) 那珂発電所に係る認定事実

那珂発電所については、建設仮勘定名目の支出根拠となる契約書等がSESCによって押収されており、また、現在、建設に向けた準備が進んでいるという状態であるため、認定するに十分な証拠がなかった。

## ウ 長岡発電所

GWHの説明によれば以下のとおりである。

(ア) 長岡発電所の概要と経緯

a 発電所所在地 新潟県長岡市北陽一丁目53番地55

b 敷地面積 約 150 m<sup>2</sup>

c 発電設備容量 1,6MW

(イ) 長岡発電所の発電施設の工事進捗について

発電機、燃料タンク、建屋は、已社から調達予定である。当委員会が視察した時点では、燃料タンクが設置され、建屋は建設中、発電機の納品は未了という状態であった。

(ウ) 長岡発電所に係る会計処理

a SPCにおける会計処理

(a) 平成 26 年 7 月 11 日

午社への建設仮勘定の支出 伝票番号 57

建設仮勘定	596	// 普通預金	596
-------	-----	---------	-----

発電施設増築に伴うボーリング調査一式を行っている。

(エ) 長岡発電所関連取引に係る監査対応

長岡発電所関連取引については、監査法人による監査及び四半期レビューが実施された対象期間内に取引が行われていないため特に監査対応を行っていない。

(オ) 長岡発電所に係る認定事実

長岡発電所については、建設仮勘定名目の支出根拠となる契約書等が SESC によって押収されており、現在、建設に向けた準備が進んでいるという状態であるため、認定するに十分な証拠がなかった。

(2) 建設仮勘定名目以外でのB法人との金銭の移動

GWH グループと B 法人の間には、平成 26 年 2 月 12 日及び同月 17 日に、GWH が 20,000 千円を B 法人に送金した事実が認められた。

この 20,000 千円について、短期貸付金として経理処理されているものの、金銭消費貸借契約書はないため、20,000 千円の支出の原因が明らかではないと認められる。

図4



(3) GW 電力について

ア GW 電力の設立経緯

A氏、B氏、A C氏からのヒアリングによれば、GW 電力は、Q氏から発電所の建設・発電機の取得について勧誘を受ける中で、当初は、ディーゼル発電機をGWH グループで取得することを検討していたが、Q氏から本件補助金は大企業のグループ会社が取得する場合減額されるため、GWH と関係のない会社を設立した方が良いとアドバイスを受けて設立された。つまり、GW 電力は、本件補助金のいわば受け皿として設立された会社である。

GW 電力の設立に関する実務処理は、A氏のヒアリングによれば、Q氏、T氏らによってなされたとのことである。

#### イ GW 電力の実態

GW 電力は設立当初から、GWH の代表取締役であるA氏が株式を所有する会社である。登記情報によると取締役は1名のみであり、当時 GWH の常務取締役であり、SPC の代表取締役であったB氏が代表取締役となっていた。

また、当委員会の調査により GW 電力の決算報告書及び総勘定元帳を閲覧した結果以下の事実が判明している。

- ・平成 25 年 6 月 3 日に設立され資本金が 10,000 千円計上されるものの、当該資本金は未収入金として計上されており、実際の資金の入金はない。
- ・未収入金は平成 25 年 12 月 4 日に振り込まれるもの、平成 26 年 2 月 7 日及び 2 月 10 日に貸付金として 9,900 千円引き出されている。
- ・第 1 期、第 2 期、第 3 期の決算報告書を閲覧したところ、営業活動の実態が推察されるような各種取引は発生していない。

なお、GW 電力は平成 26 年 9 月 5 日の株主総会で解散を決議している。

#### ウ GW 電力に対する連結範囲の検討

A監査法人からは、GW 電力に関しては、設立時より連結範囲の検討対象となる子会社等に含まれていなかった旨の説明があった。

上記の事実を踏まえ、GW 電力について「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第 22 号) 第 7 項(2)②及び(3)に照らすと、GWH は財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて GW 電力の意思決定機関を支配していると判断され、GW 電力は GWH の「子会社」として認識すべきであった可能性が排除できないと考えられる。

### (4) 補助金申請について

#### ア 本件補助金の申請

GW 電力は、平成 25 年 6 月 3 日に本件補助金に係る計画書（運転開始は同年 9 月 20 日としている。）を提出した。このときの補助金申請額の内訳は、電気の供給に要する燃料費として 461,347 千円、新增設等に要する設備工事費として 400,000 千円であり、補助金の交付額上限である 500,000 千円の受領と可能とする内容であった。

その後、同月 27 日に GW 電力提出に係る計画は採択された。

しかしながら、平成 25 年 7 月 1 日に開催された補助金採択者説明会にて、燃料費補助は交付決定後から 9 月末までの夏季に支出されたものに限定することが説明された。そのため、GW 電力においては、上記計画では運転開始時期に鑑み、燃料費についてほとんど補助金を受領できないことが予想された。その結果、後述するように、平成 25 年 7 月 25 日付で提出された本件補助金の交付申請書においては、補助金申請に係る経費を設備工事費のみとし、その額も合計 1,011,250 千円に変更されており、補助金の交付上限である 500,000 千円の受領が可能となるように調整されたものと思料される（補助金の交付額の決定方法については第 2. 6(2)を参照）。

また、平成 25 年 7 月 10 日ころ、西社より、GW 電力提出に係る本件補助金申請は、GW 電力、丁社及び辰社の 3 社合同申請になる旨が告知された。

上記燃料費についての補助対象期間の決定や 3 社合同申請となることの告知を受けたことを踏まえ、GW 電力は、平成 25 年 7 月 10 日に、これらの影響に関する問合せを西社に対して行っている。この問合せに対して西社よりなされた回答の内容は不明である。

さらに、前述のとおり、GW 電力は、平成 25 年 7 月 25 日、ディーゼル発電機 25 台を辛社から、1 台 40,450 千円、総額 1,011,250 千円で取得し、丁社、辰社の 3 社共同で、茨城県神栖市南浜 3-215 において発電事業を行うという計画の下に、同日付本件補助金の交付申請書を提出した。

なお、本件補助金申請において、SPC は、ディーゼル発電機の保守・メンテナンスを行うという位置づけであった。

#### イ 交付申請後の変遷

当初の申請後、発電事業を行う場所については、上記の南浜から茨城県神栖市木崎<sup>7</sup>、再び南浜、最後は北茨城にある茨城の施設（以下、「最終実施地」という。）と変遷した。

最終的にどのような経緯を経たかは不明であるが、最終実施地にて補助事業を行うことが認められ、平成 25 年 9 月 17 日、補助金交付決定が GW 電力宛てになされた<sup>8</sup>。

その後、本件補助金の当初の計画及び交付申請書では、平成 25 年 9 月 20 日が補助事業完了日とされていたが、亥社との系統アクセス工事の工期が延期されたことを理由に、平成 25 年 9 月 27 日又は同月 30 日ころ、補助事業完了日を平成 26 年 2 月 20 日とする計画変更承認申請書が提出され、承認された<sup>9</sup>。

<sup>7</sup> 木崎で行う旨は誤りであったとして、GW 電力担当者より平成 25 年 8 月 7 日に撤回されている。

<sup>8</sup> 交付決定通知書の日付は平成 25 年 7 月 25 日。以下では度々実際に交付された日よりも前の日が作成日付となっている書類（いわゆるバックデータの書類）が見受けられるが、西社からの聞き取りによれば、一般論として、交付決定を出している案件については、可能な限り、補助金の交付を受けられるようにサポートはするので、バックデータの書類が作成されている可能性は否定できないとのことである。

<sup>9</sup> 実際に提出された申請書の日付は平成 25 年 9 月 10 日である。

しかるに、平成 26 年 2 月 20 日を過ぎても、GW 電力からは補助事業が完了した旨の報告がなされず（実績報告書という書類を提出することになっている。）、平成 26 年 3 月 4 日に GW 電力は酉社から実績報告書の準備状況について問合せを受けている。かかる督促の結果、GW 電力は、平成 26 年 3 月 7 日に実績報告書のドラフトを提出し（ただし、ドラフトの日付は平成 26 年 2 月 20 日付である。）、同月 10 日には最終実施地にて現地確認が行われている。

実績報告書のドラフトの提出及び現地確認の結果を踏まえ、酉社は、GW 電力に対し、補助金交付要件充足を確認するための更なる問合せを行った。その中で、酉社は、平成 26 年 4 月 4 日に Q 氏からの回答を契機として、補助事業を行っている主体が GW 電力ではなく丁社であることを認識した。そこで、酉社は、従来の申請者は GW 電力であったにもかかわらず、丁社に補助事業実施主体が変更された経緯等について問合せを行った。

かかる問合せに対し、Q 氏は、当初は GW 電力・丁社・辰社の 3 社共同で発電事業を進める予定だったが、GW 電力・辰社は本件補助金の対象とならないバイオマス発電事業をする計画に変更したと説明し、その経緯を説明する資料として合同発電所事業計画変更協議確認書というタイトルの、本件補助金に関する GW 電力の権利義務を丁社に承継する旨の合意書を提出した<sup>10</sup>。その上で、GW 電力は、かかる合同発電所事業計画変更協議確認書も添付した計画変更承認申請書を平成 26 年 5 月 21 日頃に酉社宛に提出した（ただし、実際に提出された申請書の日付は平成 25 年 10 月 4 日である。）。なお、この頃に丁社名義の実績報告書も酉社宛に提出されたものと思料される（ただし、当委員会が入手したドラフトは平成 26 年 2 月 15 日付である。）。

以上のような経緯を経て、丁社は酉社に平成 26 年 5 月 26 日付精算払請求書を提出し、本件補助金 500,000 千円を受領した。

Q 氏、B 氏らは、ディーゼル発電機 25 台を 1,011,250 千円で辛社から GW 電力が仕入れる旨の平成 25 年 9 月 13 日付「Sales Contract for Diesel Generator Unit」、辛社から GW 電力宛ての 1,011,250 千円の平成 25 年 9 月 13 日付取扱、GW 電力と C 組合間の売電契約書などを本件補助金申請の過程で、酉社に対し、提出した。

これらの書類は、申請者が GW 電力であったため、GWH から B 法人に出向していた A C 氏が GW 電力の代表取締役であった B 氏に報告し、その了承を得た上で、行われていた可能性がある。

このように、本件補助金申請の過程で提出された書類は、本件発電機の辛社からの購入者、購入金額などの点で、GWH の主張と矛盾するものとなっている。

このような GWH の主張と矛盾した書類が存在し、それを GWH 関係者が接していたことも、本件仕入販売取引の実在性を疑わせる一つの事情と評価することができる。

---

<sup>10</sup> 実際の日付は平成 25 年 10 月 14 日であり、酉社も一部について文言の調整を指導している。

## 第4 認定事実に基づく会計的影響

### 1 会計処理

本件調査の調査目的において、個別具体的な訂正仕訳や過年度への期割りを対象としていないこと、SESCによる特別調査が行われているという特殊性を踏まえ、各期における決算訂正額についての具体的な記載は行っていない。

#### (1) 発電機取引

GWHが会計処理した発電機に係る仕入取引及び販売取引については、第3において認定した事実に基づくと、輸入取引であるところの仕入取引が非実在であると認められることから、当該仕入取引を前提とする販売取引についても成立する余地はなく、意図的であったか否かの認定はなしえないが、その経済的実態からは、実在する別の輸入取引になりました取引であったと評価される。

よって、本件発電機に係る仕入取引及び販売取引については、会計事象が存在しないため、取引時点において、取消すべき取引であると思料される。

#### (2) 発電機取引に係る資金決済取引

(1)において、発電機取引そのものが不存在であると認められることに伴い、発電機取引に係る資金決済取引の性格について下記のとおり検討した。

##### ア 平成25年7月18日の50,000千円の支出

本件調査において、本件取引が不存在であることが認められたことから、庚社への支出は原因のない支出であると評価され、前渡金ではなく庚社に対する不明朗な支出として会計処理することが適切と思料されるが、実態解明如何によっては、その他の会計処理の可能性を排除するものではない。

##### イ 平成25年11月27日の100,000千円の入金と67,600千円の支出

本件調査において、丁社におけるSPCへの振込と、戊社における現金出金がGWH関係者によってなされていること、丁社からの入金の原資がA氏の資金であって、その一部が戊社の現金出金を介してA氏へ還流していることが認められた。よって、SPCにとっては、A氏又は丁社からの原因のない入金であり、A氏又は戊社への原因のない支出であると評価される。なお、戊社における現金出金から先については、資金の流れが十分には解明できていないため、実態の解明が求められるところである。

以上より、当該偽装回収の実態を踏まえると、入金取引はA氏又は丁社への債務、出金取引はA氏への弁済又は戊社への不明朗支出として会計処理することが適切と思料されるが、実態解明如何によっては、その他の会計処理の可能性を排除するものではない。

##### ウ 平成26年2月6日の小切手

本件調査において、当該小切手は効力を有さないと認定されていることから、その受渡

しによる取引自体が不存在であり、会計処理としては仕訳なしとすることが適切と思料される。

#### エ 平成 26 年 4 月 2 日の 10,000 千円の入金

本件調査において、丁社から SPC への入金が GWH 関係者によってなされていること、丁社からの入金の原資が A 氏の資金であることが認められた。

当該偽装回収の実態を踏まえると、入金取引は A 氏からの原因のない入金であり、A 氏又は丁社への債務として会計処理することが適切と思料されるが、新たな事実の判明如何によっては、その他の会計処理の可能性を排除するものではない。

#### オ 平成 26 年 6 月 30 日の 272,600 千円の入金

本件調査において、丁社から SPC への入金が、丁社名義の口座からではなく、B 法人名義の口座からなされていると認められた。そもそも販売取引が存在であることから、B 法人からの原因のない入金であると評価される。よって、第 3 の箇所にて検討したとおり、B 法人に対する不当利得返還債務が残ることになるが、実態解明如何によっては、当該入金が B 法人からの原因のない入金との認定に至らない可能性を排除しない。

#### (3) 木崎発電所に係る建設仮勘定による支出

本件調査において、支出の裏付けとなる契約書等の原本が存在せず、支出の対象物が確知できない状況であることが認められており、当該建設仮勘定についての実態が判然としない。

実態解明のためにさらに深度のある調査を実施する必要があると認められるため、本報告書時点では、建設仮勘定の資産性の有無や、当該建設仮勘定を損失処理若しくは損失処理以外の処理をすべきといった会計処理の方向性を示すには至っていない。

#### (4) 建設仮勘定名目以外での B 法人への支出

本件調査において、支出の裏付けとなる契約書等の原本が存在せず、支出の対象物が確知できない状況であることから、当該貸付金についての実態は判然としない。

(3) の木崎発電所に係る建設仮勘定と同じく、実態解明のためにさらに深度のある調査を実施する必要があると認められるため、本報告書時点では、どのように会計処理をするべきかについては言及しない。

#### (5) GW 電力の連結検討

GW 電力については GWH の子会社として認識すべきであった可能性が排除できないため、連結範囲の検討を行う必要があると認められた。

ただし、重要性の観点より、連結子会社とならない可能性については排除しない。

## 2 財務報告に係る内部統制

### (1) 内部統制報告書

GWH は、平成 26 年 6 月期の内部統制報告書において、「財務報告に係る内部統制は有効である」旨を記載している。

### (2) 平成 26 年 6 月期に係る内部統制評価

GWH においては、平成 26 年 6 月期における内部統制評価のために「評価計画」 I. 内部統制制度の運用・評価に係る全体計画書 1. 目的・方針 の中で“金融商品取引法の規定により実施されている「内部統制評価監査制度」に向けて、信頼性のある財務報告のため GWH グループ内における内部統制の運用を実施し、確立された内部統制の評価・報告制度を維持する”とし、同計画のなかで 2. 推進組織として、取締役会の派生委員会として内部統制委員会を設置し、委員長は A 氏、副委員長は B 氏とし、当委員会は、信頼性のある財務報告のための内部統制の運用・評価・報告にかかる計画の承認、整備・運用状況の監督を行い、内部統制評価・報告制度の実施に対して責任を持つ組織である、としている。

また、同計画の中では、年間計画の策定として、評価範囲の決定について以下のように記載している。

- ・新たに投資を実行した会社について、売上額の重要性を考慮し、全社的内部統制、決算・財務報告プロセス、業務プロセスのそれぞれについて評価範囲に含めるかどうかの検討を行う。
- ・全社的内部統制、決算・財務報告プロセスについては、各会社の重要性に応じて評価範囲を決める。
- ・業務プロセスについては、原則として、内部売上消去後の連結売上ベースで 2/3 を超える金額をカバーするまで、親会社から子会社の売上の大きい順に重要な事業拠点として範囲に含める。
- ・評価範囲に含めた業務プロセス以外に重要なプロセスがあれば、個別に評価範囲に追加する。

上記をもとに評価計画の中では、IV. 評価範囲の決定 1. 全社的な内部統制及び全社的な決算・財務報告プロセスの選定 2. 事業拠点の選定において SPC を範囲に含め、3. 重要な科目の選定においても、SPC の売上、売掛金、棚卸資産を範囲に含めることとしている。なお、平成 26 年 6 月期における SPC の売上高は 1,336,000 千円とグループ全社の中で最大の売上高となっている。

評価結果は、不備検討表に一覧されているが、SPC にかかる不備は検出されていない。また、GWH については、不備検討表にて 2 点不備が検出されているが、いずれも重要な不備には該当しない旨、記載されている。なお、2 点の不備はいずれも SPC とは無関係の取引にかかるものと読み取れる。

### （3）内部統制評価体制についての検討

GWH の内部統制評価資料を閲覧したところ、監査役 J 氏が評価を実施し、L 氏が承認を行うという評価体制であったことが確認された。この評価体制につき、J 氏及び L 氏へヒアリングを実施したところ、評価資料に記載のとおりの評価体制であることを認めている。

監査役が内部統制評価を実施すること、さらには監査役が実施した結果を従業員が承認することについては、内部統制報告書制度が想定しているところではない。「内部統制報告制度に関するQ&A」（金融庁総務企画局）の問 30において、「経営者評価と監査役監査」という項目が設けられているが、制度趣旨や監査役という役職の意義を考えると、GWH は適切な内部統制評価の実施体制が構築されていなかったものと認められる。

### （4）全社的な内部統制についての検討

本報告書記載の事実に基づき、GWH 及び SPC の「財務報告に係る全社的な内部統制に関する評価質問書」の評価項目の内容を検討した結果は、下記のとおりである。

#### ア 「1.1 誠実性及び倫理観」

本件取引において、GWH の代表取締役により、異常取引を原因とする滞留債権の回収を図ることを目的とする入金が、2 度にわたり実行されたことから、不備があると思料する。

#### イ 「1.2 経営者の意向及び姿勢」

GWH が会計処理をなすにあたり、取引等の会計事象が発生した後に、当該会計事象を解釈するため、事後的に契約書等が調べられるといった状況が確認された。すなわち、バックデータにより証憑を作成することで、後付けの会計処理が可能であった状況にあり、当該項目につき不備があると思料する。

#### ウ 「1.4 取締役会及び監査役」

後述する通り、GWH の取締役会及び監査役会には各種問題が存在するところ、本件取引において取締役又は監査役による、経営者の適切な監督・監視の体制が有効に機能してはいなかつたと認められる。

また、監査役である者が、人事や債権回収といった業務執行をなしているなど、監査役として期待される監視機能が果たされる状態にはなかつたことから、当該項目につき不備があると思料する。

#### エ 「1.5 組織構造及び慣行」

GWH の組織風土として、影響力のあるワンマン経営者が存在しており、問題や疑問を呈する組織風土にはなかつたことがヒアリングより確認されていることから、当該項目について不備があると思料する。

オ 「1.6 権限及び職責」

本件取引では、相手方の指示に従うようにというトップの命令の下、批判等が許されない中で取引が進行していった状況が認められている。GWHにおいては、かようなトップ案件が存在しており、あたかも治外法権のような形で、実質的に相互監視が機能しない状態であったことが確認されていることから、当該項目について不備があると思料する。

カ 「1.7 人的資源に対する方針と管理」

GWHのレビューテーションに起因して、優秀な人材が集まりにくいことは、経営者が自認しているところである。本件についても、社内に貿易実務に明るい者が存在していないにもかかわらず、発電機の輸入取引を実行しており、事業に対する人材がアンマッチであることは明らかであることから、ビジネス上のリスクは高いと認められ、当該項目に不備があると思料する。

キ 「2.1 リスクの評価と対応」

GWHにおいては、本件に限らず、取引先のみならず、役員も含めた事前の与信調査等が十分に実施されているとは認められなかったことから、当該項目について不備があると思料する。

ク 「3.1 統制活動の方針と手続」

当該項目の評価において、整備及び運用状況につき、「内部統制システム構築の基本方針に従い、各業務フロー及び統制が設計され、業務分掌規程・職務権限規程において、業務の分掌、権限・職責の分担が定められ、業務記述書、フローチャートにおいてその業務内容が明確に定められている。」と記載されているところ、評価の問題点において「フローチャート、業務記述書は、整備されていないものの、内部統制規程、業務分掌規程、稟議規程等により統制活動が適切に業務に組み込まれている。」として評価結果は良好であると結論付けている。しかしながら、そもそもの整備及び運用状況の把握が誤りであることから、整備及び運用状況の再確認が必要であることは明らかである。

ケ 「4.1 社内での情報と伝達」

GWHの役員へのヒアリングの中で、本件取引に係る情報の共有が十分になされていなかつたという指摘があり、実際に各種会議体において、それらを議題として討議されている状況が確認されていないことから、重要情報の共有体制に問題があったと認められ、当該項目に不備があると思料される。

なお、評価の問題点において、「関係会社への情報伝達は、関係者全員に情報共有（メールでCc）することで、適切に伝達されている。」などと記載されているところであるが、情報の周知徹底がメールのCcでなされると考えることは安易に過ぎることに加え、IT統制上の問題点もあると思料されることから、評価項目につき再検討が求められる。

## コ 「5.2 独立的評価」

GWH は、内部監査部門が組織図上は存在しているものの、その担当者については空席であり、独立的評価の担い手の内部監査部門が有効に機能していなかった。監査役へのヒアリングからは、監査役が業務監査を十分に実施できる体制ではなく、実施していなかったとの供述に基づくと、GWH の業務に係る独立的評価は、実質的に実施されていなかったため、当該項目について不備があると思料する。

また、子会社においては、親会社の内部監査部門によって子会社の独立的評価がなされている旨、記載されているところであるが、そもそも内部監査人が不存在であるため、グループ統制として不備不備があると思料される。

## サ 「6.2 IT の利用及び統制」

GWH では、私物の PC や携帯電話が、会社の業務の用に供されていることが把握された。このことは、上場会社の情報管理上望ましい状態では決してないことから、適切な情報管理体制を構築する必要がある。

### （5）業務プロセスに係る内部統制についての検討

#### ・資金決済プロセス

##### ア 小切手の取り扱い

本件取引における小切手について、社内において明確な手続き等が定められていないため、回収により入手した小切手を銀行に持ち込むといった行為がなされていなかった。

このため、銀行に持ち込むことにより、本件取引の異常性を発見する機会を逸した可能性がある。

##### イ 入出金のルール

本件取引における入金につき、契約書等の主体と実際の入金名義が異なっている事象が検出されている。

また、支払いにつき何を対象としているのか確知できない支出が存在している。

資金取引の重要性に鑑み、入出金管理体制の見直し及び強化が必要不可欠である。

### （6）決算・財務報告プロセスに係る内部統制についての検討

#### ア 会計監査人による評価

GWH は、決算・財務報告プロセスに係る内部統制について評価しているが、前任監査人である A 監査法人は、その結果には依拠することなく監査を実施していた旨、ヒアリングにおいて述べている。よって、GWH の決算・財務報告プロセスに係る内部統制については、監査人が依拠できるレベルではなかった可能性がある。

#### イ 勘定残高の変質

GWH の勘定残高については、特に契約等が存在しないにも関わらず、その性質が変化している事例が検出された。例えば、本件取引における前渡金であれば、当初は発電機購入のための頭金かパンクギャランティであるという説明であったところ、いつの間にか発電事業における頭金であると話が変わってきている。一因としては、「1.2 経営者の意向及び姿勢」にも記載したとおり、後から会計事象を解釈するための契約書等を調べることが可能な環境がある。

このように二転三転すること自体が異常事態であり、会社としての公式な主張が存在しないこととなるため、決算・財務報告プロセスにおける不備として指摘する。

#### （7）結論

上記検討の結果、GWH の全社的な内部統制及び決算・財務報告プロセスにつき、不備が存在していたと認められる。

よって、平成 26 年 6 月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備が存在していた可能性が排除できない。

## 第5 本件取引の原因分析

日弁連ガイドラインにおいても言及されているとおり、当委員会の任務には、関係者の法的責任の追及は含まれない。以下の分析は、次の「第6 提言」にて述べる再発防止策を検討する目的でのみ、行うものであり、当委員会として、GWH または各個人の法的責任につきなんら認定・判断するものではないことを強調しておく。

### 1 ワンマン体制の構築

#### (1) GWH の権限規程等

GWH の常勤取締役は、代表取締役社長であるA氏 1名のみであり、必然的にA氏に情報と権限が集中する構造になっている。また、GWH の権限規程のうえでも、取締役会の決議事項は、年度経営方針に基づく各部の運営方針、計画、方法等の決定など基本的な事項のみで、稟議決裁権限の大半は、代表取締役の決定事項とされている。

このような取締役会の構成及び権限規程は、代表取締役への情報と権限の集中という意味での「ワンマン体制」が構築される構造的な背景となっていた。

#### (2) 役員及び従業員の認識

実際、GWH の役員や従業員のヒアリングを実施すると、A氏が決めた事項について異議を唱えることは難しいと述べる者、A氏のリーダーシップに全幅の信頼を寄せている旨の供述をする者の双方が存在した。いずれにしても、A氏が GWH において他の役職員に対し圧倒的な影響力を持っていたことを示唆するものである。

A氏の圧倒的な影響力の一例を挙げると、A氏の指示でB法人において執務していた A B 氏が、A氏の信頼するQ氏に不信感を抱き、Q氏に対して異議・疑問を呈すると、A 氏の命令でB法人での業務から外されたといった事実がある。

また、社外取締役であるC氏に対するヒアリングによれば、同氏は、電力事業について、バイオ発電の事業遂行には困難性が伴うため、事業の取引先を含め十分な検討が必要であると考え、実績のない法人・個人と取引するに当たっては、その取引相手について十分な信用性調査をするようにとA氏に進言していた。しかし、そのような進言をするようになってから、C氏に対しては、信用調査や本件発電機の売買契約についての報告がなされないようになったとされる。

このように、GWH においては、圧倒的な権限を有するA氏に対して、意見を具申できる者がいないという企業風土が形成されていたと考えられる。

#### (3) 本件取引がA氏とQ氏のいわゆる「トップ案件」であったこと

上述のような意味での「ワンマン体制」の下、A氏は、GWH からB法人に出向している従業員に対し、以下のような指示、姿勢を示していた。そのため、これらの従業員は、

木崎の発電所事業及び本件取引に係る業務は、A氏が他の役員及び従業員の意思を度外視し、自らの意思に基づいて強く推進するという意味での、いわゆる「トップ案件」であるという認識を持っていたと考えられる。そしてこの認識は、基本的には出向者以外のGWH役職員においても共通していたと考えられる。

- ① A氏は、今後は木崎発電所を含む発電事業に注力するため、B法人に出向させていた従業員に対して、全てQ氏の指示に従うよう指示していた。
- ② A氏は、Q氏との取引に疑問を抱き、その見直しをA氏に対して伝えたB法人出向従業員に対して、リターンの大きい取引にリスクは付き物だなどと話して、耳を傾けなかった。
- ③ 前述のとおり、A氏は、Q氏に対して異議・疑問を呈していたAB氏をB法人での業務から外した。

A氏による「ワンマン体制」の下、上述のような意味での「トップ案件」と位置付けられたことにより、A氏の強い意志の下に、本件取引は、他の役員または従業員による容喙を許さず推進され、引き返すことができなくなっていたと考えられる。

## 2 ワンマン体制によるガバナンス及び業務執行プロセスの機能不全

A氏によるワンマン体制は、以下に詳述するような業務執行プロセスにおける機能不全をもたらしており、本件取引に関する諸々の問題は、このようなGWHの社内風土の下で生じた必然的な結果といえる。

### (1) 取引相手の属性調査・信用調査の不備

GWHにおいては、本件発電機取引の相手方である丁社の信用調査を外部信用調査機関に依頼し、平成25年8月5日には、登記事項証明書上の本店所在地の現地調査の結果、物置と見られるプレハブ2棟と廃棄処分となった資材等が放置され、人の気配もないことなどが記された調査報告書の提出を受けていた。にもかかわらず、GWHにおいて丁社との取引を中止ないし再検討した形跡は認められない。いわば、調査はしたもの、形式的な調査に留まっていたものである。

そして、本件取引の中心人物であるQ氏個人については、少なくとも本件取引開始当時においては、その信用力や反社会性に関する基本的な調査さえ行っていない。

これは、本件取引が、前述のような意味でのいわゆる「トップ案件」であるため、信用調査の結果が本件取引を行うかどうかの意思決定に活かされず、Q氏の属性については、調査の必要性さえないものと思い込まれていたためと考えられる。

### (2) 合意内容の裏付確認・検証不全、その意識の欠如

本件調査の過程では、GWHの役員、従業員の契約書や通関関係書類等に対する意識の低さが明らかとなつた。その例を以下に述べる。

#### ア 壬社と丁社の売買契約書、通関関係書類等

後述のとおり、SALES CONTRACT 及び通関関係書類は、GWH の複数の役員・従業員に送付されており、これらの書類に目を通せば、本件発電機の売買契約の当事者が壬社及び丁社であり、SPC 及び辛社は当事者ではないことが分かる。

それにもかかわらず、GWH の従業員によれば、これらの書類については、当事者についても、金額についても、いずれも見た覚えがない、見ていれば GWH の中で報告しており、問題になっていたはずであるし、見なかつたのはQ氏の言うスキームを鵜呑みにしたからである、とのことである。

仮に当該供述が真実であったとしても、重要な取引である本件発電機の売買に関する契約書や通関関係書類について、契約の当事者、金額も一切見ずに関係者の発言のみを信じて取引を進めていたということになる。

このような杜撰ともいえる業務遂行の原因についても、前記のとおり、GWH の役員・従業員に、本件取引がいわゆる「トップ案件」であるという認識があったためと考えられる。

#### イ 不明瞭な前渡金及び建設仮勘定

GWH は、SPC を通して、平成 25 年 7 月 18 日、50,000 千円を庚社に振り込んでいるが、これにつき GWH も SPC も、庚社等とは何の合意書も交わしていない。そして、本件調査において、その振込みの趣旨や、何故振込先が庚社なのかについて GWH に質問を行っても、本件発電機の仕入代金の前渡金、または、バンクギャランティであるという曖昧な回答しか得られなかつた。

更に、GW 鹿島に係る建設仮勘定については、合計 807,600 千円もの多額の資金を、B 法人に流出させながら、何らの合意書も交わしていない。

このように、GWH グループにおいては、多額の金銭について趣旨・目的を明らかにせず、契約書も作成しないまま流出させ、本件調査に対しても、その趣旨・目的等を明確にすることができないでいる。このような事態の原因も、本件取引や木崎発電所にかかる事業、ひいては新規事業としての発電事業全体が、GWH の役員や従業員の間では前述のいわゆる「トップ案件」という認識であったため、A 氏に対し、意見を述べることができなかつたことにあると考えられる。

### 3 ワンマン体制の構築・維持を許した要因

前出のようなワンマン体制の構築・維持を可能にしたのは、以下に述べるような、GWH グループにおけるコーポレート・ガバナンスの機能不全であると考えられる。そしてまた、こうしたコーポレート・ガバナンスの不全自体がワンマン体制の結果であるともいえ、ワンマン体制の構築・維持とコーポレート・ガバナンスの機能不全とは、表裏一体を成していたと考えられる。

## (1) 取締役会による検証・牽制が働かなかったこと

### ア GWH の取締役会

以下に見るように、GWH ないし GWH グループにおいては、その社内規程上も、運用上も、取締役会によって代表取締役の業務執行を監督・是正できる体制が整っていなかったと考えられる。

#### (ア) SPC の管理

本件仕入契約及び本件販売契約は、GWH の子会社である SPC にとって、重要な財産の処分に該当する可能性が高い<sup>11</sup>。

しかし、GWH グループでは、このような場合でも、親会社たる GWH の取締役会の承認を得るべきことを定めた規程がなかったため、GWH の取締役会において本件取引の承認に係る討議・決議の機会を持つことができなかつた。

また、GWH は、SPC の株式の大部分を保有する以上、自社の資産管理の観点からしても、本件取引は重要な業務執行（会社法 362 条 4 項柱書）として取締役会決議を経るべきと考えられるにもかかわらず、実際には、これをしていない。

結果として、GWH は、他の取締役及び監査役において本件取引にかかる A 氏の業務執行を牽制する機会を失っている。

#### (イ) 平成 26 年 6 月期第 1 四半期決算短信

GWH には、本件発電機取引の売上を計上した平成 26 年 6 月期第 1 四半期決算短信を承認する旨の平成 25 年 11 月 12 日付け取締役会議事録が存在する。しかし、同日付の監査役のメールには、同日の取締役会の開催は「時間的に困難であるため、添付の資料に基づきまして、決議をお願いしたいと思います」とあり、実際には取締役会は開催されず、議事録のみが作成されたものと推認される<sup>12</sup>。

ここでは、法令に反する運用により、本件取引にかかる会計処理について取締役会で検証する機会を逸していることとなる。

#### (ウ) GW 鹿島の管理

なお、GW 鹿島についても、建設仮勘定名目で 807,600 千円の資金が B 法人に流出していた。その金額の大きさ及び GW 鹿島の役員が A 氏一人しかいなかつたことに鑑みれば、親会社である GWH の取締役会において支出の前に十分な議論をする必要性が極めて高かったことは SPC の場合と同様である。にもかかわらず、GWH において、これに係る取締役会決議はなされていない。

<sup>11</sup> 本件発電機の仕入価格が 656,250 千円の場合、平成 25 年 6 月期の総資産 308,095 千円の約 2 倍、売上が 971,250 千円とすると平成 25 年 6 月期の年間の売上高の約 3 倍に相当する。

<sup>12</sup> 上記監査役からのメールに対しては、一部の取締役から「本件発電機取引に関する売上計上、入金状況の詳細について説明がないこと、取締役会での意思決定等を含めた GWH のコンプライアンス体制について疑念があることから、平成 26 年 6 月期第 1 四半期決算短信の承認に反対する」旨のメールが発信されている。したがって当該の議事録は、取締役会の書面決議（会社法 370 条）としても効力を有さず、平成 26 年 6 月期第 1 四半期決算短信の承認については、取締役会決議そのものが不存在であると考えざるを得ない。

#### イ SPC の取締役会の検証・牽制

前述のとおり、本件仕入契約、本件販売契約は、SPC にとって重要な財産の処分に該当する可能性が高い。したがって、GWH の取締役会決議もさることながら、まず SPC 自身の取締役会で慎重な議論、検討を尽くして、決議をすべきであった（会社法第 362 条第 4 項第 1 号）。

にもかかわらず、本件調査で得られた資料・ヒアリング結果では、これが行われた形跡がみられない。GWH においては、子会社においても、取締役会による業務執行に対する監督機能が働いていなかったのである。

### （2）監査役・監査役会の機能不全

#### ア GWH の監査役及び監査役会

本件取引は、GWH グループにとって新規の取引先との取引であり、かつ GWH グループの売上高の大部分を占めることとなるものである。したがって、本来であれば監査役及び監査役会としても、代表取締役の業務執行の適正を確保する見地から、強い関心を持ってその内容の把握に努めるべきものである。

しかしながら、GWH 監査役に対するヒアリングによれば、本件取引について、監査役ないし監査役会において検討をしたことはなかったとのことである。のみならず、GWH においては、そもそも監査役及び監査役会において、例えば取引に係る意思決定のプロセスや契約の締結プロセスについて、その適正性・妥当性を検証する職務を実施していたこと自体が認められない。

このように、GWH においては、監査役及び監査役会が、代表取締役の業務執行を監査し、牽制する機能を果たしていなかったと考えられる。これもまた、A 氏によるワンマン体制の構築・維持を可能にし、ひいては本件取引を止めることができなかつた原因の一つであるということができる。

#### イ SPC の監査役

ヒアリングの結果からは、SPC の監査役は、Q 氏が信用できない人物であると認識し、A 氏に対して、Q 氏との取引をやめるよう進言してきたことが認められる。

しかしながら、当該監査役自身が、監査役といつても名ばかりであり、A 氏の指示通りに動いていること、自分の一存で A 氏の決めたことを止めるとはできないと述べるなど、SPC においても、監査役が監査役としての機能を果たしていなかつたことが明らかである。

### （3）内部監査室の不設置

また、GWH では、規程上、内部監査室が設置されているが、人員は配置されておらず、設置がないのと同様の状態となっている。このような状態も、業務プロセスの適正性の維持を困難にし、ひいては代表取締役のワンマン体制を支える一要素となっていたと考えられる。

#### (4) 内部通報制度の機能不全

現在の GWH の内部規程によれば、内部通報制度そのものは存在するものの、窓口は内部監査室とされ、外部の通報窓口は設置されていない。代表取締役のワンマン経営が定着している現在の GWH の企業風土の下では、社内の通報窓口が有効に機能しうる状況とは言い難く、コンプライアンス体制について理解のある独立した外部の通報窓口を設けていなかったことも、ワンマン体制の維持を許す一要因となり、ひいては本件取引の問題を生んだ要因の一つと考えられる。

#### (5) 契約書の管理体制の不備

当委員会の調査により、本件発電機の SPC と丁社の売買契約書など重要な契約書のバックデータによる作成・修正が頻繁に行われていたことが明らかになった。また、本件取引に関与した複数の役職員に質問した結果でも、本件取引に関連する契約書の原本を保管しておらず、原本の作成の有無自体についても不明とのことであった。このような状況においては、どの契約書が最終的なものであるかを把握することができず、事後的な確認すらままならない。

このような体制不備によって、取引の契約書上の主体や取引金額等を明確に把握しないことが通常となり、結果として、本件取引を中止することのできなかつた原因の一つとして挙げられる<sup>13</sup>。

### 4 本件取引において現れたワンマン体制の弊害の検証

上述したワンマン体制は、本件取引の開始時の意思決定過程の場面・本件取引の継続判断の場面のそれぞれについて弊害をもたらしている。ワンマン体制の弊害を、本件取引の流れに即して再構成し、詳述すれば以下のとおりである。

#### (1) 本件取引開始時の意思決定過程における弊害

上記のような A 氏のワンマン体制によるガバナンス不全及び業務執行プロセスの機能不全は、本件取引の開始時における意思決定過程においても、以下に挙げるとおり如実に表れている。

- ① 本件取引は、GWH にとって新規事業であり、かつ、GWH の主張によれば、本件仕入契約に基づく本件発電機の売買代金額は、合計 656,250 千円と高額であるにもかかわらず、その契約締結に際して、GWH において取締役会はおろか投資委員会すら開催されず、全て A 氏の主導で実行された。
- ② 前記のとおり、本件販売契約の相手方である丁社に対する信用調査を行うも、

---

13 さらに、今回の調査対象となった契約書（発電機売買に関する丁社や B 法人等との取引を含む）の中には、上場企業として当然定めておくべき、契約相手が反社会的勢力でないことの確約や反社会的勢力であると判明した場合の解除条項が定められていないという不備が認められた。

本件取引開始にあたり、その調査結果を踏まえた判断がなされなかった。

- ③ 本件取引の主たる相手方たるQ氏に対して、その信用力や反社会性に関する調査を行うことなく、全面的に信頼して本件取引を開始した。
- ④ 本件取引を実行するために、厳しい資金繰り状況下にもかかわらず、個人から50,000千円を借り入れて、何らの契約も締結することなく、Q氏の指示のみに従って、信用力等につき不明な庚社に対して金銭を払い込んだ。

## (2) 本件取引の継続判断における弊害

本件仕入契約に関しては、仮に、これに関与したGWHの役員及び従業員が、取引開始時にその不存在を認識するに至らなかつたとしても、以下の通り、本件取引の実行過程において、本件仕入契約の当事者が辛社とSPCではないことを認識する機会があつたと思われ、当該時点において本件取引の継続を止めることが可能であつたと考えられる。しかしながら、A氏のワンマン体制によるガバナンス不全及び業務執行プロセスの機能不全がもたらす社内風土が定着していたGWHの役員及び従業員は、本件取引の問題を認識することなく又は問題を認識しながらもそれを看過して本件取引を継続したものといえる。

### ア GWHの従業員による問題の発見及び解決の可能性

GWHの従業員は、その業務過程において、前記認定の本件発電機に係る通関関係書類や壬社及び丁社間のSALES CONTRACTを確認すれば、①本件発電機の輸出者が壬社であり辛社ではないこと、②本件仕入契約のコントラクトナンバーと通関関係書類の船荷証券番号等が一致しないこと、③通関関係書類に記載の本件発電機の単価と本件仕入契約の単価が乖離していること、を認識することが可能となる。この点、当委員会の調査の過程で確認したメールによれば、複数のGWHの役員及び従業員が、かかる通関関係書類や壬社及び丁社間のSALES CONTRACTを受領していることが認められた。

したがつて、これら役員及び従業員は、遅くとも、上記各書類を確認した時点においては本件仕入契約の内容に疑問を抱くことが可能であったと考えられる。しかしながら、A氏のワンマン経営によって生み出された以下のようないふて、当該役員及び従業員は、業務プロセスにおいて、自ら問題を発見し解決しようとせず、A氏及びQ氏の指示のみに従つて機械的に業務を行うようになり、その結果として、本件仕入契約の問題を認識することができず、また、仮に認識していた場合でもその問題を解決することができなかつたものといえる。

- ① A氏は、本件取引に関連する業務を担当するためにB法人に出向させていた従業員に対して、全てQ氏の指示に従うよう指示していた。
- ② A氏は、Q氏との取引に疑問を抱き、その見直しをA氏に対して伝えた従業員に対して、リターンの大きい取引にリスクは付き物だなどと話して、耳を傾けなかつた。

③ A氏は、Q氏に対して意見を言っていた出向社員をB法人での業務から外した。

イ A氏による本件取引の問題の認識及び解決の可能性

SPC と丁社間の本件販売契約に売買契約書においては、売買代金全額の支払日（以下、「本代金支払日」という。）が平成 25 年 10 月 31 日と定められており、同月 18 日に開催された本件発電機の売買契約及び支払い条件等を確認するミーティング（出席者：Q氏、B氏、Z氏）において、Q氏は、間違いなく同月 31 日までに売買代金全額を支払う旨の発言をしていた。にもかかわらず、当該売買代金の入金はなされなかったのであるから、A氏は、丁社からの売買代金の支払いがないことに疑問を持って、Q氏に本件取引の実現可能性について詳細に確認すると共に、GWH の社内においても調査を指示することは可能であったと考えられる。

また、Q氏は、平成 25 年 11 月上旬に、平成 26 年 6 月期第 1 四半期決算短信の発表（平成 25 年 11 月 12 日に公表）までには、本件販売契約の売買代金として 300,000 千円は支払えると発言したにも関わらず、その支払いすら実行されることはなかった。

このような状況下で、A氏は、前記のとおり、本件販売契約に係る丁社の SPC に対する売買代金の支払いを目的として、平成 25 年 11 月 27 日に 100,000 千円を拠出し、同金銭はQ氏及び丁社を経由して、SPC に支払われているが、当該金銭の一部（A氏個人の口座への入金が確認できたものは 15,000 千円）が、翌日に、戊社を経由してA氏に還流している。このような、正常とはいえない取引資金の流れを認識した時点において、A氏は、Q氏に対して辛社からの請求を確認する等して本件取引の実現可能性について詳細に確認すると共に、GWH の社内においても調査するよう指示することは可能であったと考えられる。

しかしながら、ヒアリングの結果によれば、A氏は、このような事態に直面した時点に至っても、なおQ氏を信頼し、自らの投資判断を見直すこともなく、いずれリターンを得られると信じて疑わず、本件取引を見直すこともなかったというのである。このような判断が貫徹できてしまうのは、「ワンマン体制」の産物と評価せざるを得ない。

## 第6 再発防止策の提言

「第5 本件取引の原因分析」で述べたとおり、本件取引が行われてしまった背景には、代表取締役によるワンマン体制の下、それに対する取締役／監査役による監督機能が果たされず（内部監査等の不存在等の組織上の欠陥も含む）、全社的にコーポレート・ガバナンスが機能しなかったとともに、コンプライアンス意識が希薄となっていたという状況がある。そしてそのさらに根本には、A氏の決定事項に対し役職員が異論や疑問を差し挟み難いという企業組織風土があったものと考えられる。

このような事態を二度と起こさぬため、そして GWH グループの真の再生を期するため、現在の企業組織風土を根本的に改めるべく、以下のような再発防止策を提言する。

### 1 取締役・取締役会の強化と経営者の自覚

調査報告日現在、GWH の常勤取締役はA氏 1名であり、必然的にA氏に権限と情報が集中する構造となっている。このような構造の下では、社外・非常勤の取締役のみでは代表取締役に対し十分な検証・牽制を働くことは困難であると考えられる。したがって、取締役会について、常勤の取締役を増員し、その機能の強化を図ることが有益と考えられる。

また、社外取締役による牽制機能を充実させるため、例えば重要な取引については、取引相手・価格・目的物・取引の経緯などの情報を提供するなど、経営上の判断事項については、社外取締役と詳細かつ適切な情報共有をすることが求められる。

他方で、業務執行取締役、特に代表取締役の側には、社外／社内を問わず、他の取締役の指摘事項を虚心坦懐に聞き入れ、真摯に向き合って、代表取締役の決定に逆らえない／疑問を表明できない現在の企業組織風土を根本的に改めようとする自覚が、強く求められる。

### 2 監査役及び監査役会の監視・監督機能の強化

監査役が同時に業務執行を行っている違法な実態が見られるが、直ちにその業務執行を中止しなければならない。

そのうえで、監査役会は、今後、会計監査人や内部監査室と連携して、業務監査及び子会社への往査を実施すべきである。また、その監視監督機能を発揮する見地からは、監査役から取締役会に対し、単にコンプライアンス経営の重要性を説くだけでなく、そのような体制を構築するための具体的な提言を行うべきである。

また、監査役に対して、コンプライアンス、内部統制、コーポレート・ガバナンスの本質とリスク管理における重要性を理解するための研修の機会を定期的に設定することも有益と思われる。

### 3 取引相手の信用調査・属性調査の実質化

信用調査・属性調査の実施による取引先チェック等について、表面的な実施ではなく、実質的に運用していく必要がある。例えば、信用調査において一定以上の評価が得られなかった場合は原則として取引を開始しないなど、信用調査・属性調査の結果が闇に葬られず、経営判断に繋がるようにするための内部規則を策定することも有益と考えられる。

他方で、信用調査・属性調査の結果を盲信することなく、取引等を開始するに際しての参考情報として利用し、十二分な経営感度を持って、信用調査・属性調査を活用するという経営姿勢が必要である。

### 4 契約締結プロセスの適正化

契約締結のプロセスについて、契約締結にかかる審査態勢を強化するとともに、コンプライアンス意識をもって検討等を進めることが必要である。例えば、法務担当者等によるリーガル面における検討及びチェックプロセス、及び経理部による経理処理の確認手続を追加させ、稟議による契約締結の業務プロセスに、その前段階における厚みをもたせることを検討する必要があると思われる。

また、契約書には、GWH が定めている内部統制の基本方針に照らしても、また社会的要請の見地からも、暴力団排除条項を定めておくことが不可欠である。

### 5 外部通報窓口の設置

特定の取締役による独善的・密行的な判断・行動を早期に発見し抑止する手段として、外部通報窓口の設置は有益である。前述の通り、GWH においては、内部通報規程は存在するものの、通報窓口が内部監査室となっており、従業員において、コンプライアンス違反の事象等を十分に安心して通報できる窓口とはなり得ていない。したがって、信頼できる外部の通報窓口の設置も必要と考えられる。

### 6 内部監査室の設置

組織上は設置されているものの、現在は人員が配置されていない内部監査室を改めて機能させる必要がある。そして、その運用にあたっては、真に監査の能力を持った人員を必要な人数配置し、内部監査室が実質的にも機能を果たすよう、最適な体制を構築すべきである。

### 7 子会社管理の強化

現状の子会社管理規程では、子会社の意思決定の大部分が親会社である GWH の代表取締役の意思決定に委ねられていると言え得る。しかし、GWH グループが GWH をホールディングカンパニーとする形態をとることに鑑みても、これほどに GWH の代表取締役に権限を委ねるべきではない。

したがって、子会社管理規程や関係会社管理規定を見直し、子会社の取引であっても、

例えば GWH 自身の取締役会決議を経るべき重要事項や、子会社から GWH の取締役会に報告すべき事項等について、詳細に規定すべきである。そしてまた、今後の運用についてもモニタリングする必要がある。

さらに、子会社の業務執行においては、親会社である GWH の役員等からする独善的な介入を監督牽制する見地から、子会社監査役による監視監督機能のみならず、GWH 自身の監査役等を通じたガバナンスや監視監督機能についても強化する必要がある。

## 8 投資委員会の機能強化

新規事業等を始め、各種投資等を行うに際しては、事前に十分なリスク分析やその検証が必要であることに加え、GWHにおいては、ホールディングカンパニーとしてのその性格に照らしても、傘下の各ビジネスが相互に事業シナジー等を発揮できるか否かの検証等を行うことが望ましい。この見地に立てば、例えば、投資委員会に外部の専門家を入れて、一定金額以上の設備投資、M&A については、投資委員会の事前承認を得るといった仕組みを定めておくことも望まれる。

これらの事前手続に加えて、事後の事業遂行の局面においては、上記 7 で述べた子会社管理等の徹底を図ることにより、また、上記 1、2 及び 6 等において指摘した健全なガバナンス力の発揮等を通じて、新規事業等の事業遂行性を確実に担保することが期待される。

当委員会の提言する再発防止策は以上である。しかしながら、代表取締役によるワンマン体制により他の役員及び従業員が代表取締役に対し反対の意見や建設的な意見を具申しづらい企業組織風土が強く形成されている GWH において、以上に指摘した再発防止策を検討し推し進めることを期待するのは困難であることも、併せ指摘せざるを得ない。

GWH 自らの手により全社的な企業組織風土を改善し、『新生 GWH』として、今後とも資本市場及び株式市場と向き合って社会貢献していくことの不退転の決意表明を行う観点からは、GWH において絶対的な存在たる代表取締役の交代といった局面の検討も必要であろう。

## 第7 最後に

本件調査は、GWH から、GWH 及び GWH の子会社における会計処理のうち、過年度における発電機の売買に関するものとして GWH が個別調査を要請した行為、平成 25 年 7 月以降（過年度における）上記行為に類似する行為、その他当委員会が調査を必要と認めた一切の行為発電機取引及びそれに類似する行為その周辺という形で委嘱を請けたことから、調査スコープをかかる範囲に限定して実施されたものである。

当委員会は強制調査権限をもって調査する機関ではなく、すべてのステーク・ホルダーのために調査を実施し、それを対外公表することで、最終的には GWH の信頼と持続可能性を回復することを目的として、公正中立な立場から本件発電機売買について検討を行うことを目的としており、責任追及等について言及することを委嘱されていない。結果的に当委員会は、本件取引の不存在を認定したが、かかる不存在である本件取引について、誰のいかなる意図によるものなのか、加えて会社側が知っていたか否かについては、本報告において何らの認定・判断するものでないことを強調しておきたい。

なお、本調査の過程において、建設仮勘定や前渡金名目等で不透明な金銭が支出されていること、補助金の交付対象となる本件発電機の売買価格に関して発見された契約書の相互間で金額の乖離が見受けられること、等の事実が看取されるが、当委員会としては正確には認定できなかった。

当委員会としては、別途の調査等の要否について言及するものでないものの、実態解明がなおも必要と思料される事項等が見受けられることを付言するとともに、押収ないし領置されていた資料等の閲覧謄写を得て手元に入手したのが、平成 26 年 11 月 27 日であり、実質的には、極めて短期間の調査であったことを添えて終えることとする。

## ヒアリング対象者一覧

GWHグループ

対象者	委員会ヒアリング日/方法
A氏	平成25年11月16日 面談
	平成25年11月24日 面談
	平成26年12月4日 面談
	平成26年12月6日 面談
	平成26年12月8日 面談
B氏	平成26年11月11日 面談
	平成26年11月23日 面談
	平成26年12月3日 面談
	平成26年12月6日 面談
C氏	平成26年12月3日 面談
D氏	平成26年12月4日 面談
	平成26年11月14日 面談
	平成26年11月21日 面談
	平成26年12月10日 面談
E氏	平成26年12月4日 面談
F氏	平成26年12月4日 面談
G氏	平成26年11月11日 面談
H氏	平成26年11月14日 面談
I氏	平成26年11月24日 面談
J氏	平成26年12月3日 面談
K氏	平成26年12月5日 面談
L氏	平成26年12月10日 面談
M氏	平成26年11月24日 面談
N氏	平成26年11月12日 面談
O氏	平成26年11月21日 面談
P氏	平成26年12月4日 面談
Q氏	平成26年11月12日 面談
R氏	平成26年11月18日 面談
S氏	平成26年11月27日 面談
T氏	平成26年12月4日 面談
U氏	平成26年11月23日 面談
V氏	平成26年11月21日 面談
W氏	平成26年11月17日 面談
X氏	平成26年11月27日 面談
Y氏	平成26年11月14日 面談
Z氏	平成26年11月27日 面談
AA氏	平成26年11月14日 面談
AC氏	平成26年11月27日 面談
EE氏	平成26年11月17日 面談
AD氏	平成26年11月23日 面談
OO氏	平成26年11月21日 面談
PP氏	平成26年11月14日 面談
QQ氏	平成26年11月27日 面談
RR氏	平成26年11月27日 面談
AAK氏	平成26年11月17日 面談

## 資料1

対象者	委員会ヒアリング日/方法
Q氏代理人AL氏	平成26年12月6日 面談
A監査法人	平成26年11月21日 面談
Z氏	平成26年12月4日 面談
K氏	平成26年11月28日 面談
	平成26年11月27日 面談
酉社	平成26年12月3日 面談

## 資料 2

### 現地調査に関する写真撮影報告

#### 1. SPC 本店所在地

- (1) 撮影日時：平成 26 年 11 月 17 日
- (2) 場 所：新潟県長岡市北陽一丁目 53 番地 55
- (3) 訪問者数：6 名

SPC 本社外観



SPC 本社入口



SPC 本社外におかれたタンク（燃料を入れるタンクとのことである。）



建設中の建屋



SPC 工場内



SPC 工場内に置かれた製品



## 2. 木崎発電所予定地

- (1) 撮影日時：平成 26 年 11 月 18 日
- (2) 場 所：茨城県神栖市
- (3) 訪問者数：3 名

外観



発電機が中に入っているとされるコンテナが並ぶ様子



コンテナの外観



併設された建屋



### 3. 南浜発電所予定地

- (1) 撮影日時：平成 26 年 11 月 18 日
- (2) 場 所：茨城県神栖市
- (3) 訪問者数：3 名

予定地とされる場所 1



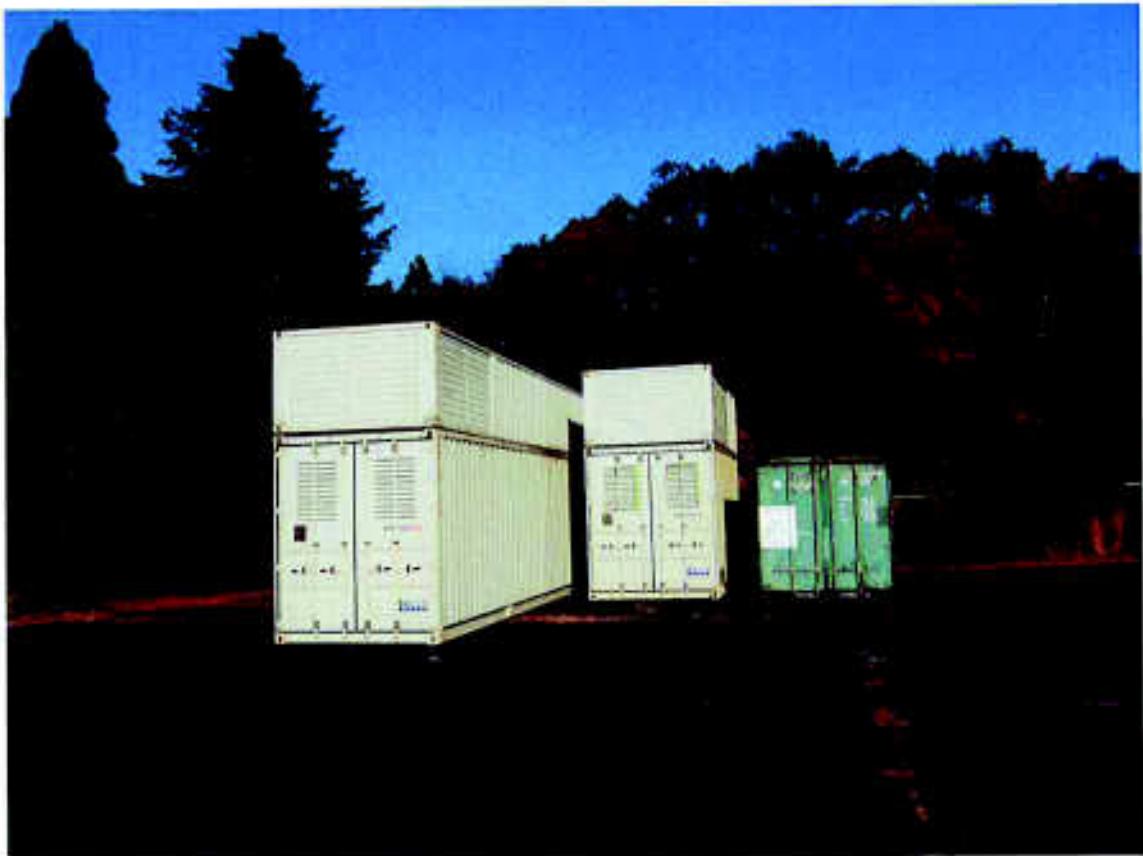
予定地とされる場所2



#### 4. 那珂発電所予定地

- (1) 撮影日時：平成 26 年 11 月 21 日
- (2) 場 所：茨城県那珂市
- (3) 訪問者数：4 名

設置予定の発電機等が入っているとされるコンテナ



発電機設置予定地



## 5. 茨城の施設

(1) 撮影日時：平成 26 年 11 月 21 日

(2) 場 所：茨城県北茨城市

(3) 訪問者数：4 名

入口（中の様子は窺えなかったが、「茨城の施設」の文字が確認できる。）



入口（中の様子は窺えなかったが、「茨城の施設」の文字が確認できる。）



## 6. 甲社

- (1) 撮影日時：平成 26 年 11 月 30 日
- (2) 場 所：千葉県市原市
- (3) 訪問者数：2 名

外観 1



外觀 2



木崎に設置されたコンテナと同一のものと思われるコンテナ



別の角度から撮影



コンテナ拡大（上部に「壬社」のステッカーが確認できる。但し、「壬社」の部分はシールで隠されていた。）



## 7. 丙社

(1) 撮影日時：平成 26 年 11 月 30 日

(2) 場 所：山梨県富士吉田市

(3) 訪問者数：1 名

外観 1（中の様子は窺えなかった。）



外観2（中の様子は窺えなかった。）



## 8.B 法人本店所在地

(1) 撮影日時：平成 26 年 11 月 10 日

(2) 場 所：東京都千代田区

(3) 訪問者数：1 名

外観



## 9. B 法人事務局所在地

(1) 撮影日時：平成 26 年 11 月 27 日

(2) 場 所：東京都新宿区

(3) 訪問者数：1名

駐車場入口の表示（B 法人の文字が確認できる。）



ビルに設置された郵便受け（B 法人の文字及び己社の文字が確認できる。）

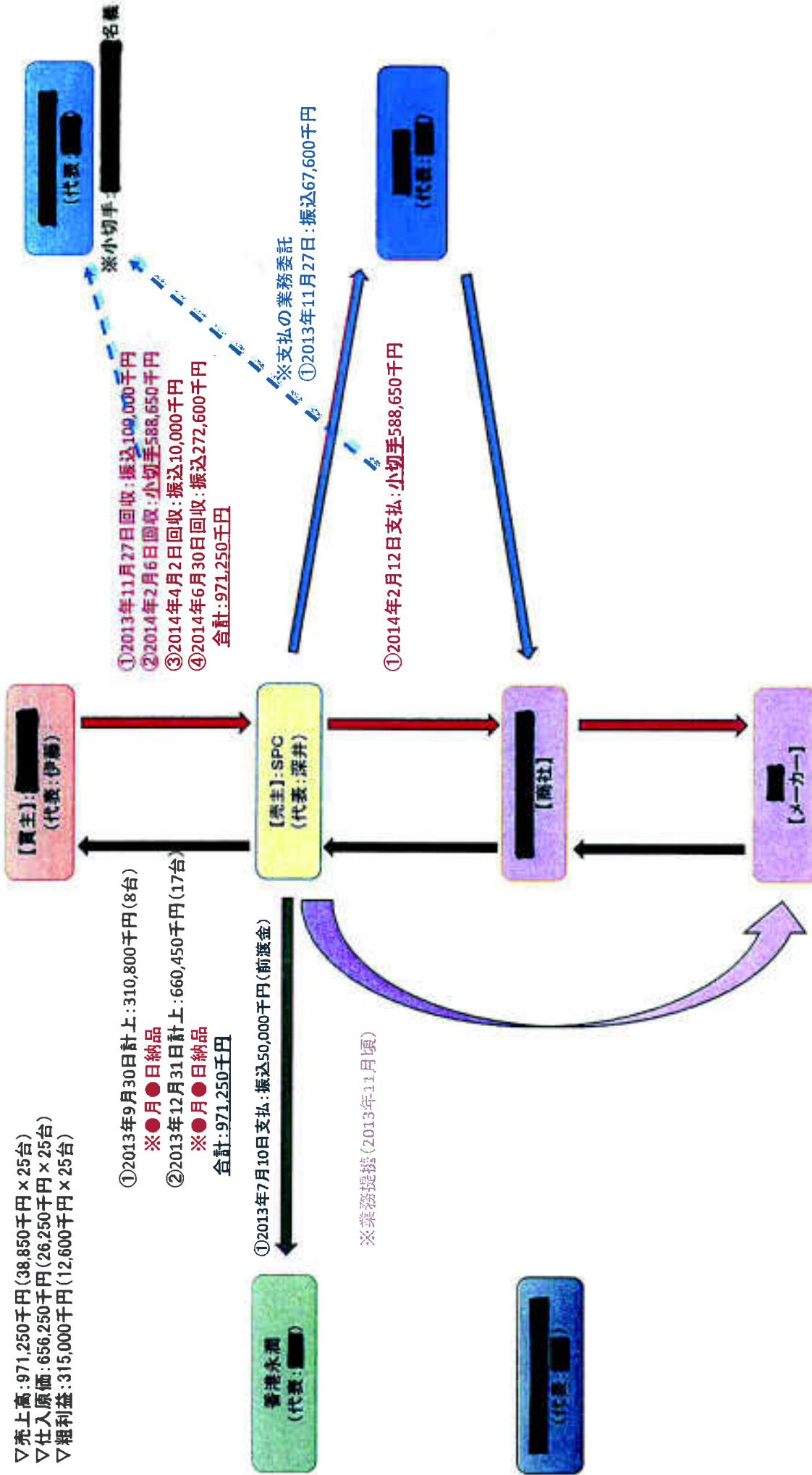


### ※免責機取引図解

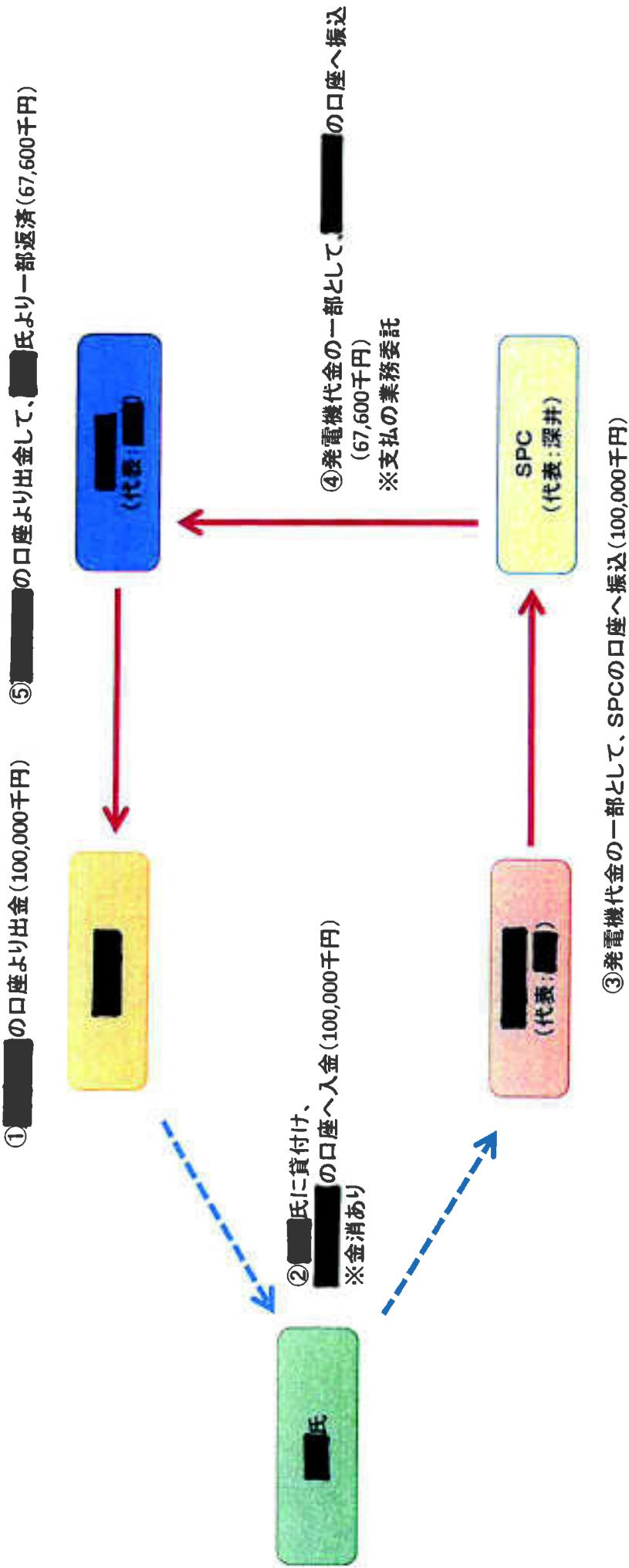
### 【資金フロー(GWHの主張)】

▽2013年●月●日:●台納品  
▽2013年●月●日:●台納品

▽売上高:971,250千円(38,850千円×25台)  
▽仕入原価:656,250千円(26,250千円×25台)  
▽粗利益:315,000千円(12,600千円×25台)

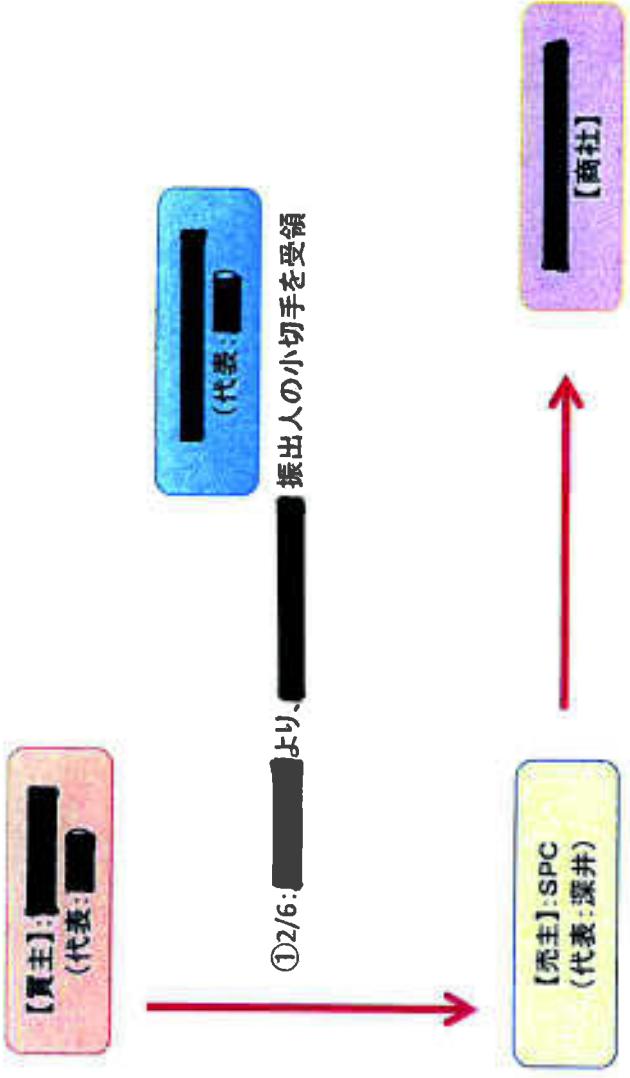


※2013年11月27日 資金の流れ



2014.11.12YT

## ※2014年2月6日、2月12日 資金の流れ



2014.11.12YT

## ※2014年4月2日 資金の流れ

① [ ] の口座より出金(10,000千円)



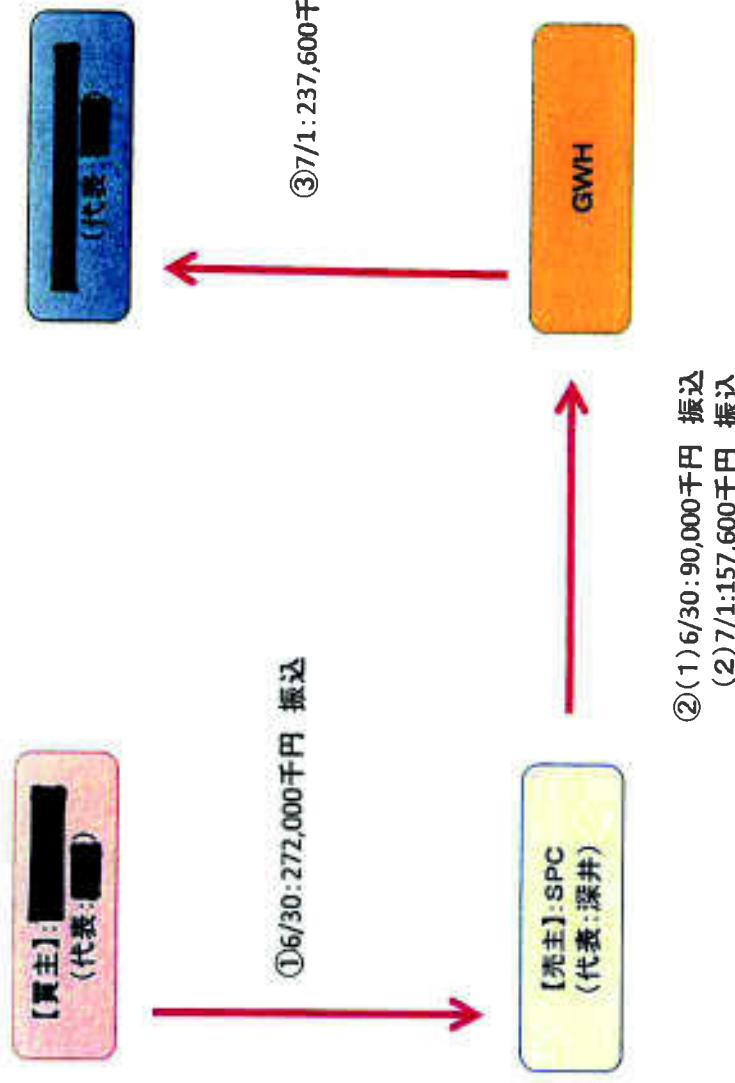
② [ ] 氏に貸付け、  
[ ] の口座へ入金(10,000千円)  
※金消あり



③発電機代金の一部として、SPCの口座へ振込(10,000千円)

2014.11.12YT

## ※2014年6月30日、7月1日 資金の流れ



2014.11.12YT

## 【物流フロー(GWHの主張)】

### 資料4

